



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年9月29日火曜日 第144号

◇ 目 次 ◇ 規 則

建設業者許可申請等手続規則の一部を改正する規則..... (土木管理課) ... 737

告 示

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 738

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 738

指定道路の指定..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 740

公 告

人事行政の運営等の状況の公表..... (人事課) ... 740

公安委員会告示

警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の規定による交通誘導警備業務の認定..... (警察本部生活環境課) ... 781

公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局総務課) ... 782

雑 報

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の令和元年度に係る財務諸表の公告..... (保健福祉課) ... 782

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第54号

建設業者許可申請等手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月29日

愛媛県知事 中村時広

建設業者許可申請等手続規則の一部を改正する規則

建設業者許可申請等手続規則（昭和47年愛媛県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (趣旨) | (趣旨) |
| 第1条 この規則は、建設業法（昭和24年法律第100号_____）、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、建設業の許可申請等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。 (提出すべき書類の部数) | 第1条 この規則は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、建設業の許可申請等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。 (提出すべき書類の部数) |
| 第2条 省令第6条第2号（省令第11条、第13条第1項、第13条の2第10項及び第13条の3第8項において準用する場合を含む。）に規定する知事の定める数は、 <u>正本1通及び副本1通</u> とする。 | 第2条 省令第7条第2号（省令第12条_____において準用する場合を含む。）に規定する知事の定める数は、 <u>次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める数とする。</u> (1) 法第3条第1項の許可の申請をする場合において法第5条の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類 正本1通及び副本1通 (2) 法第3条第3項の許可の更新の申請をする場合において法第5条の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類並びに法第11条又は省令第7条の2若しくは第8条の規定により提出すべき届出書及びその添付書類 正本1通及び副本1通 |

(契印の押なつ)

第3条 建設業法及び省令の規定により知事に提出すべき書類(次条において「書類」という。)で2枚以上にわたるものは、接続部へ契印を押なつしなければならない。

(契印の押なつ)

第3条 法 及び省令の規定により知事に提出すべき書類(次条において「書類」という。)で2枚以上にわたるものは、接続部へ契印を押なつしなければならない。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1054号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

令和2年9月29日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 開設者名, 認定の有効期限. Row 1: 西予市立西予市民病院, 西予市宇和町永長147番地1, 西予市, 令和5年9月20日まで

○愛媛県告示第1055号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年9月29日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 岩田 圭一
2 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号
3 特定施設に関する事項
(1) ガスクーラー(E-303A/B)

Table with 2 columns: 特定施設の種別, 内容. Rows include: 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第27号「八 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設, 1時間当たり17,000ノルマル立方メートル処理, 工事の着手予定年月日: 2021年9月1日, 工事の完成予定年月日: 着手1か月後, 使用開始の予定年月日: 完成後直ちに, 特定施設の使用時間間隔: 連続, 特定施設の1日当たりの使用時間: 24時間, 特定施設の使用の季節的変動の概要: なし

Table with 3 columns: 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値, 項目, 通常/最大値. Rows include: 水素イオン濃度(水素指数), 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム), 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム), 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム), リン含有量(単位1リットルにつきミリグラム), 汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)

備考 同一施設を2基設置する。汚水等の1日当たりの量は、他の特定施設(スプレー塔 E-801、洗浄塔 T301及びガスクーラー E-302A/B)から排出される汚水等の量との合算値である。

(2) T-794

Table with 2 columns: 特定施設の種別, 内容. Rows include: 政令別表第1第37号「タ 廃ガス洗浄施設, 1時間当たり410ノルマル立方メートル処理, 設置年月日: 平成13年4月11日, 特定施設の使用時間間隔: 間欠, 特定施設の1日当たりの使用時間: 2時間, 特定施設の使用の季節的変動の概要: なし, 水素イオン濃度(水素指数), 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム), 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム), 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)

| | | |
|----------------------------|--|--------------------------|
| | りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム) | 通常 0.01未満 最大 0.01未満 |
| | シアン化合物 (単位 1 リットルに つきミリ グラム) | 通常 160,000 最大 240,000 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | 通常 0.7 最大 1.2 | |

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT新居浜総合排水処理施設

| | | | |
|--|--|--------------------------|--------------------------|
| 設 置 年 月 日 | 昭和47年5月12日 | | |
| 処 理 施 設 の 種 類 | 化学処理、生物処理及び物理処理 | | |
| 処 理 施 設 の 型 式 | 散気式活性汚泥処理方式 | | |
| 処 理 施 設 の 構 造 | 鉄筋コンクリート製 | | |
| 処 理 施 設 の 主 要 寸 法 | 縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル | | |
| 処 理 施 設 の 能 力 | 1日当たり24,000立方メートル処理 | | |
| 汚 水 等 の 処 理 の 方 式 | 中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式 | | |
| 処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔 | 連 続 | | |
| 処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間 | 24時間 | | |
| 処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要 | な し | | |
| 処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値 | 項 目 | 処 理 前 | 処 理 後 |
| | 水素イオン 濃度(水素 指数) | 通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0 | 通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7 |
| | 化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリ グラム) | 通常 521.1 最大 1,242.1 | 通常 107.5 最大 184.2 |
| | 浮遊物質 量(単位 1 リットル につき ミリ グラム) | 通常 493.1 最大 862.1 | 通常 24.2 最大 69.6 |
| | 窒素含有 量(単位 1 リットル につき ミリ グラム) | 通常 548.2 最大 717.6 | 通常 222.0 最大 240.9 |
| | りん含有 量(単位 1 リットル につき ミリ グラム) | 通常 25.9 最大 68.9 | 通常 3.8 最大 11.5 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | 通常 17,743 最大 21,439 | 通常 17,743 最大 21,439 | |

(2) OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

| | |
|-----------|------------|
| 設 置 年 月 日 | 平成21年1月31日 |
|-----------|------------|

| | | | |
|--|--|----------------------------|--------------------------|
| 処 理 施 設 の 種 類 | 化学処理、生物処理及び物理処理 | | |
| 処 理 施 設 の 型 式 | 酸素ばっ気式活性汚泥処理方式 | | |
| 処 理 施 設 の 構 造 | 鉄筋コンクリート製 | | |
| 処 理 施 設 の 主 要 寸 法 | 縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル | | |
| 処 理 施 設 の 能 力 | 1日当たり10,800立方メートル処理 | | |
| 汚 水 等 の 処 理 の 方 式 | 中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式 | | |
| 処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔 | 連 続 | | |
| 処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間 | 24時間 | | |
| 処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要 | な し | | |
| 処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値 | 項 目 | 処 理 前 | 処 理 後 |
| | 水素イオン 濃度(水素 指数) | 通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0 | 通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7 |
| | 化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリ グラム) | 通常 676.6 最大 1,162.6 | 通常 135.0 最大 287.7 |
| | 浮遊物質 量(単位 1 リットル につき ミリ グラム) | 通常 261.0 最大 881.5 | 通常 19.1 最大 71.4 |
| | 窒素含有 量(単位 1 リットル につき ミリ グラム) | 通常 844.4 最大 1,500.2 | 通常 169.1 最大 212.3 |
| | りん含有 量(単位 1 リットル につき ミリ グラム) | 通常 10.3 最大 31.9 | 通常 2.3 最大 5.4 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | 通常 8,109 最大 9,695 | 通常 8,109 最大 9,695 | |

(3) シアン排水処理設備(北特排)

| | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| 設 置 年 月 日 | 昭和60年3月30日 |
| 処 理 施 設 の 種 類 | 化学処理 |
| 処 理 施 設 の 型 式 | 晒液酸化分解処理方式 |
| 処 理 施 設 の 構 造 | 鉄筋コンクリート製 |
| 処 理 施 設 の 主 要 寸 法 | 縦 4メートル 横 4メートル 高さ 4メートル×4槽 |
| 処 理 施 設 の 能 力 | 1日当たり2,400立方メートル処理 |
| 汚 水 等 の 処 理 の 方 式 | 晒液酸化分解処理方式 |
| 処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔 | 連 続 |
| 処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間 | 24時間 |

| | | | |
|----------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | | なし | |
| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | 項目 | 処 理 前 | 処 理 後 |
| | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 9.5~10.5 最大 9.0~12.0 | 通常 9.5~10.5 最大 9.0~12.0 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 1,344.7 最大 1,867.0 | 通常 1,336.8 最大 1,859.0 |
| | 浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 45.0 最大 77.0 | 通常 45.0 最大 77.0 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 531.0 最大 636.0 | 通常 529.0 最大 633.0 |
| | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.01 最大 0.01 | 通常 0.01 最大 0.01 |
| | シアン化合物(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 117.0 最大 180.0 | 通常 5.0 最大 10.0 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | | 通常 1,856 最大 2,369 | 通常 1,867 最大 2,380 |

備考 汚水等は、OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設で処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

| | | |
|------------|---------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 15.7 最大 35.0 |
| | 浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 28.7 最大 69.0 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 27.6 最大 100.0 |
| | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.6 最大 3.0 |

公 告

○公 告

人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

令和2年9月29日

愛媛県知事 中村時広

| | |
|------------------------|--------------------------|
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 255,200 最大 339,300 |
|------------------------|--------------------------|

(2) 東総合排水口

| | | |
|------------|---------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 9.3 最大 20.0 |
| | 浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 21.0 最大 60.0 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 6.0 最大 10.0 |
| | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.5 最大 1.0 |
| | 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 17,174 最大 33,000 |

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある

○愛媛県告示第1056号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和2年9月29日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
令和2年9月17日
- 指定道路の位置
四国中央市中曽根町字中石床2372番9、2372番11、2372番13の一部及び2372番15の一部
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 34.85メートル
 - 幅員 5.00メートル

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

令和元年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で862人です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(7) 知事

(単位：人)

| 区分 | 行政事務 | 総合土木 | 建築 | 農業 | 林業 | 水産 | 化学 | 薬剤師 | 福祉 | 心理 |
|----|------|------|----|----|----|----|----|-----|----|----|
| 男性 | 42 | 20 | 1 | 7 | 7 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 女性 | 41 | 2 | 0 | 7 | 3 | 1 | 2 | 2 | 3 | 2 |
| 合計 | 83 | 22 | 1 | 14 | 10 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 |

| 区分 | 保健師 | 管理栄養士 | 臨床検査技師 | 保育士 | 歯科衛生士 | 獣医師 | 看護師 | 理学療法士 | 学芸員 | 合計 |
|----|-----|-------|--------|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 男性 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 90 |
| 女性 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 2 | 1 | 81 |
| 合計 | 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 2 | 2 | 171 |

割愛採用者、自治医大医師は除いている。

(4) 公営企業管理者

(単位：人)

| 区分 | 行政事務 | 電気・電子 | 医師 | 薬剤師 | 診療放射線技師 | 理学療法士 | 作業療法士 | 臨床検査技師 | 臨床工学士 |
|----|------|-------|----|-----|---------|-------|-------|--------|-------|
| 男性 | 8 | 0 | 27 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 女性 | 1 | 1 | 10 | 2 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| 合計 | 9 | 1 | 37 | 3 | 4 | 1 | 1 | 2 | 1 |

| 区分 | 管理栄養士 | 視能訓練士 | 言語聴覚士 | 看護師 | 合計 |
|----|-------|-------|-------|-----|-----|
| 男性 | 0 | 0 | 0 | 8 | 49 |
| 女性 | 1 | 1 | 1 | 55 | 76 |
| 合計 | 1 | 1 | 1 | 63 | 125 |

割愛採用者は除いている。

(7) 教育委員会

(単位：人)

| 区分 | 行政事務 | 小中学校教諭 | 高等学校等教諭 | 養護教諭 | 実習助手 | 学校事務 | 栄養教諭 | 寄宿舎指導員 | 海技士 | 合計 |
|----|------|--------|---------|------|------|------|------|--------|-----|-----|
| 男性 | 0 | 147 | 44 | 0 | 4 | 22 | 0 | 4 | 1 | 222 |
| 女性 | 1 | 166 | 38 | 26 | 1 | 12 | 3 | 1 | 0 | 248 |
| 合計 | 1 | 313 | 82 | 26 | 5 | 34 | 3 | 5 | 1 | 470 |

割愛採用者は除いている。

(1) 警察本部長

(単位：人)

| 区分 | 警察官 | 警察官(武道) | 鑑識(法医) | 警察官(サイバー犯罪捜査官) | 警察事務 | 少年補導職員 | 航空整備士 | 合計 |
|----|-----|---------|--------|----------------|------|--------|-------|----|
| 男性 | 66 | 2 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 76 |
| 女性 | 15 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 20 |
| 合計 | 81 | 2 | 1 | 1 | 9 | 1 | 1 | 96 |

イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。令和元年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて968人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

| 区分 | 知事 | 公営企業管理者 | 人事委員会 | 議会議長 | 代表監査委員 | 教育委員会 | 警察本部長 | 合計 |
|-------|-----|---------|-------|------|--------|-------|-------|-----|
| 定年退職 | 123 | 35 | 1 | 1 | 2 | 435 | 61 | 658 |
| 定年前退職 | 37 | 103 | 0 | 0 | 0 | 125 | 45 | 310 |
| 合計 | 160 | 138 | 1 | 1 | 2 | 560 | 106 | 968 |

割愛退職者は除いている。

ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、4回まで任期を更新することができます。令和元年度における新規再任用者数は282人、任期更新者数は536人、離職者数は140人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

| 区分 | 知事 | 公営企業管理者 | 人事委員会 | 議会議長 | 教育委員会 | 警察本部長 | 合計 |
|---------|-----|---------|-------|------|-------|-------|-----|
| 新規再任用者数 | 78 | 11 | 1 | 0 | 179 | 13 | 282 |
| 任期更新者数 | 129 | 30 | 0 | 1 | 338 | 38 | 536 |
| 離職者数 | 32 | 2 | 0 | 1 | 98 | 7 | 140 |

エ 職員数の状況

平成31年及び令和2年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と令和2年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員管理の方針及び進捗状況は、以下のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と令和2年の職員数の主な増減理由

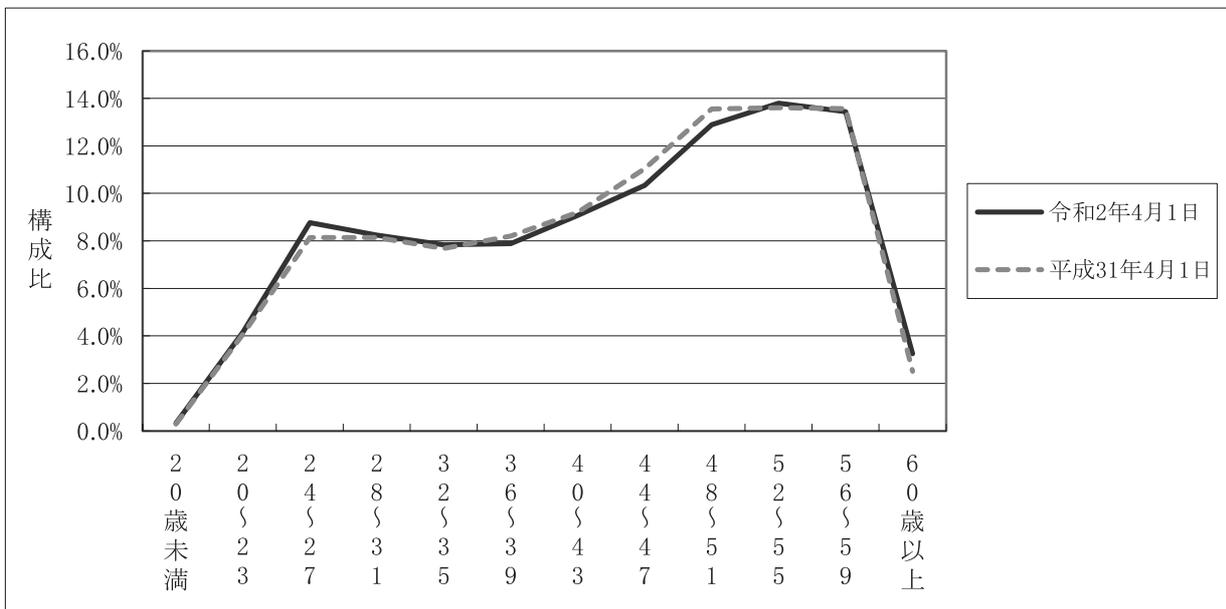
(各年4月1日現在)

| | | 職員数 | | 対前年増減数 | 主な増減理由 |
|----------------|------|----------------|----------------------|-----------|--|
| | | 平成31年 | 令和2年 | | |
| 一般 行政 部門 | 議会 | 30 | 30 | 0 | |
| | 総務企画 | 635 | 664 | 29 | 工事入札事務等の執行体制の見直し デジタル化社会に的確に対応するための体制整備 |
| | 税務 | 171 | 174 | 3 | 次期県税システムの構築 |
| | 民生 | 356 | 375 | 19 | 児童相談所の機能強化、ねんりんピックの開催準備 |
| | 衛生 | 467 | 475 | 8 | 医師確保対策の体制整備 |
| | 労働 | 89 | 83 | 6 | G20労働雇用大臣会合推進室の廃止 |
| | 農林水産 | 1,008 | 1,014 | 6 | 農業振興策及び普及指導活動の推進体制の強化 |
| | 商工 | 212 | 209 | 3 | 産業復興支援室の廃止 |
| | 土木 | 776 | 763 | 13 | 工事入札事務等の執行体制の見直し |
| | 小計 | 3,744 [105] | 3,787 [97] 331 | 43 [8] | |
| (男女別) | 男 | (2,817) | (2,801) | | |
| | 女 | (927) | (986) | | |

| | | | | | |
|----------------|-------|----------|----------|---------|------------------------------------|
| 特別 行政 部門 | 教 育 | 11,716 | 11,641 | 75 | 児童生徒数の減少による教職員の減 |
| | (男女別) | 男 | (5,775) | (5,742) | |
| | | 女 | (5,941) | (5,899) | |
| | 警 察 | 2,854 | 2,859 | 5 | 欠員補充 |
| | (男女別) | 男 | (2,403) | (2,388) | |
| | 女 | (451) | (471) | | |
| | 小 計 | 14,570 | 14,500 | 70 | |
| | | [230] | [250] | [20] | |
| | | | 35 | | |
| 公営企業等部門 | | 2,077 | 2,065 | 12 | 県立病院における診療体制の強化 資格免許職採用までの一時的欠員 |
| | | [29] | [42] | [13] | |
| | | | 562 | | |
| | (男女別) | 男 | (623) | (633) | |
| | | 女 | (1,454) | (1,432) | |
| 合計 | | 20,391 | 20,352 | 39 | |
| | | [364] | [389] | [25] | |
| | | | 928 | | |
| (条例定数) | | (21,420) | (21,365) | | |

- 注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。
 2 []内は再任用短時間職員の数、内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外書きです。
 3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。
 4 一般行政部門には、知事の事務局(公立大学法人愛媛県立医療技術大学への派遣職員、博物館職員及び国保事業関係職員を除く。)のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況(令和2年4月1日現在)



| 区分 | 20歳未満 | 20歳~23歳 | 24歳~27歳 | 28歳~31歳 | 32歳~35歳 | 36歳~39歳 | 40歳~43歳 | 44歳~47歳 | 48歳~51歳 | 52歳~55歳 | 56歳~59歳 | 60歳以上 | 計 |
|--------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|--------|
| 職員数(人) | 66 | 845 | 1,784 | 1,678 | 1,594 | 1,605 | 1,847 | 2,103 | 2,625 | 2,810 | 2,735 | 660 | 20,352 |
| 構成比 | 0.3% | 4.2% | 8.8% | 8.2% | 7.8% | 7.9% | 9.1% | 10.3% | 12.9% | 13.8% | 13.4% | 3.2% | 100.0% |

(ウ) 定員管理の方針及び進捗状況

a 定員管理の方針

- (a) 計画期間：令和2～5年度（4年間）
- (b) 対 象：一般行政部門職員数（再任用職員及び災害復興等に係る採用者を除く）
- (c) 方 針：現職員数を基本としつつ、厳格な定員管理を継続
〔H31.4.1の職員数3,625人を基準〕

b 定員適正化手法の概要

職員の年齢構成の平準化や優秀な職員確保に向けた方策の強化を図りながら、平成31年4月1日時点の一般行政部門の職員数を基本としつつ、厳格な定員管理に努めました。

c 新しい行革大綱の年次別実績の概要

（各年4月1日現在）

| | 区分 | 平成31年 (計画前年) | 令和2年 (1年目) | 令和3年 (2年目) | 令和4年 (3年目) | 令和5年 (4年目) |
|----------------|-----|-----------------------------|-----------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 一般 行政 部門 | 職員数 | 《3,625》 3,642 〔3,744〕 | 《3,619》 3,659 〔3,787〕 | | | |
| | 増減 | | 《 -6》 17 〔43〕 | | | |
| 教育 部門 | 職員数 | 11,404 〔11,716〕 | 11,229 〔11,641〕 | | | |
| | 増減 | | 175 〔 -75〕 | | | |
| 警察 部門 | 職員数 | 2,826 〔2,854〕 | 2,821 〔2,859〕 | | | |
| | 増減 | | 5 〔5〕 | | | |
| 公営 企業 部門 | 職員数 | 2,065 〔2,077〕 | 2,055 〔2,065〕 | | | |
| | 増減 | | 10 〔 -12〕 | | | |
| 計 | 職員数 | 19,937 〔20,391〕 | 19,764 〔20,352〕 | | | |
| | 増減 | | 173 〔 -39〕 | | | |

注1 計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間です。
 2 〔 〕内の数値は、フルタイム再任用職員を含んだ職員数及び増減数を示すものです。
 《 》内の数値は、定員管理の対象職員数で、一般行政部門のうち再任用職員及び災害復興等に係る採用者を除きます。

(2) 人事評価の状況

ア 定期人事考課

(ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

課長級以下の一般職の職員を対象に、平成30年12月1日から令和元年11月30日まで（代表監査委員にあっては、平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、評価を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評価者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評価者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います。評価結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(イ) 教育委員会（市町立学校教職員）

平成30年11月1日から令和元年10月31日までの期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評価は市町教育長が評価者として、その他の教職員の評価は校長が評価者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整

者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。
また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(ウ) 教育委員会（県立学校教職員）

平成30年11月1日から令和元年10月31日までの期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評定結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。
また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(エ) 警察本部長

令和元年度においても、年1回の能力評価及び年2回の業績評価を行いました。

能力評価は、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で評価し、業績評価は、平成31年4月1日から令和元年9月30日までの期間及び令和元年10月1日から令和2年2月29日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で評価を行っています。人事評価の正式な期間については、能力評価は10月1日から翌年9月30日までの期間、業績評価は10月1日から翌年3月31日までの期間及び翌年4月1日から9月30日までの期間であるところ、令和元年度は、諸般の事情を考慮して前記期間で評価を行っております。

人事評価は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が評価者として評価を行い、上位の幹部職員が調整者として評価結果の調整を行った後、調整者の上位の職位にある確認者に提出し、確認を受けて確定します。

評価結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

イ 特別人事考課

(ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件付採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月を経過した日までの期間の勤務状況について、評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(イ) 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件付採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、評定を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特別人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

(ウ) 警察本部長

条件付採用期間中の職員を対象に、条件付採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務成績評価を行い、評価者、調整者及び確認者が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評価結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(3) 給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、知事等特別職の職員に支給する給与、議員の報酬等のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。
令和元年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

| 区 分 | 住民基本台帳人口 (令和2年1月1日現在) | 歳 出 額 (A) | 実 質 収 支 | 人 件 費 (B) | 人件費率 (B / A) | 平成30年度 の人件費率 |
|-------|--------------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 令和元年度 | 人 1,369,131 | 千円 623,659,855 | 千円 1,889,546 | 千円 164,155,985 | % 26.3 | % 27.0 |

(イ) 職員給与費の状況（普通会計予算）

令和2年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

| 区 分 | 職 員 数 (A) | 給 与 費 | | | | 1人当たり 平均給与費 (B / A) |
|-------|----------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-----------------------------|
| | | 給 料 | 職 員 手 当 | 期末・勤勉手当 | 計 (B) | |
| 令和2年度 | 人 18,781 | 千円 80,734,831 | 千円 13,476,011 | 千円 32,854,716 | 千円 127,065,558 | 千円 6,766 |

注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含んでいません。

2 職員数は、令和2年度当初予算に計上された数値であり、令和2年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

(ウ) 特記事項

令和2年度は、知事等特別職の給与の臨時的な減額措置を以下のとおり行っています。

特別職

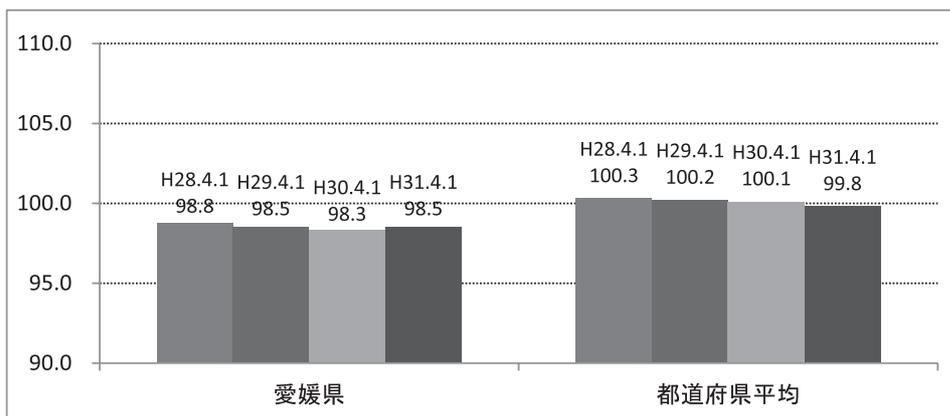
| 区分 | 給料 |
|--------------------|----------|
| 知 事 | 10 / 100 |
| 副知事 | 6 / 100 |
| 教育長、公営企業管理者、常勤監査委員 | 5 / 100 |

(エ) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表（一）適用者のそれを100として比較したものです。

本県の平成31年4月1日におけるラスパイレス指数は、98.5と国よりも低くなっており、都道府県平均（99.8）を1.3ポイント下回っています。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大20%の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が74.8%（31年4月1日現在）であるのに対し、県職員は0.4%（31年4月1日現在）となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。

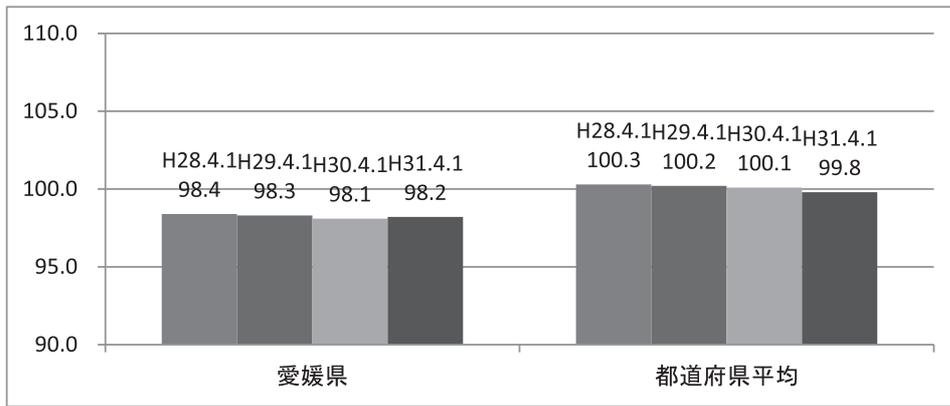


注 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(オ) パーシェ指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数の他にパーシェ指数があり、本県の平成31年4月1日におけるパーシェ指数は、98.2と国よりも低くなっています。

なお、ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など9種類の給料表を定めています。

令和2年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員2,060人、再任用短時間勤務職員347人及びフルタイム会計年度任用職員366人を含まない。以下(イ)及び(ウ)において同じ。）は、18,292人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員及び船員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下(ウ)において同じ。）4,048人（22.0パーセント）、技能労務職212人（1.2パーセント）、高等学校（特別支援学校を除く。）教育職2,426人（13.2パーセント）、中学校・小学校教育職7,331人（39.9パーセント）及び公安職2,477人（13.5パーセント）の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職（行政職給料表適用者（税務職員等を除く。））

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-----|-------|----------|----------|
| 愛媛県 | 43.5歳 | 324,601円 | 419,788円 |

b 技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|--------------|-------|----------|----------|
| 愛媛県 | 54.2歳 | 329,324円 | 363,752円 |
| うち 用務員 | 53.7歳 | 334,563円 | 374,473円 |
| うち 自動車運転員 | 57.5歳 | 309,894円 | 339,837円 |
| うち 学校給食員 | 54.4歳 | 340,657円 | 366,783円 |

c 高等学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者（特別支援学校職員を除く。））

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-----|-------|----------|----------|
| 愛媛県 | 45.3歳 | 380,319円 | 423,522円 |

d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

| 区 分 | 平 均 年 齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-------|---------|----------|----------|
| 愛 媛 県 | 45.4歳 | 368,258円 | 400,011円 |

e 公安職（公安職給料表適用者）

| 区 分 | 平 均 年 齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-------|---------|----------|----------|
| 愛 媛 県 | 38.6歳 | 325,348円 | 427,561円 |

注1 平均給料月額とは、令和2年4月1日現在における職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。
 2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(イ) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

令和2年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

| 区 分 | | 愛 媛 県 | 国 |
|---------------------|-----|----------|--------------------------------------|
| 一 般 行 政 職 | 大学卒 | 189,643円 | 総合職（大卒） 186,700円 一般職（大卒） 182,200円 |
| | 高校卒 | 155,674円 | 一般職（高卒） 150,600円 |
| 技 能 労 務 職 | 高校卒 | 148,639円 | - |
| | 中学卒 | 132,961円 | - |
| 高 等 学 校 教 育 職 | 大学卒 | 220,328円 | - |
| 中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 | 大学卒 | 220,328円 | - |
| 公 安 職 | 大学卒 | 213,160円 | 総合職（大卒） 214,400円 一般職（大卒） 211,400円 |
| | 高校卒 | 181,101円 | 一般職（高卒） 173,400円 |

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

令和2年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、以下のとおりです。

| 区 分 | | 経験年数10年 | 経験年数20年 | 経験年数25年 | 経験年数30年 |
|---------------------|-----|----------|----------|----------|----------|
| 一 般 行 政 職 | 大学卒 | 261,801円 | 358,663円 | 377,440円 | 391,985円 |
| | 高校卒 | 220,386円 | 314,464円 | 357,428円 | 373,631円 |
| 技 能 労 務 職 | 高校卒 | | | | 313,656円 |
| | 中学卒 | | | | |
| 高 等 学 校 教 育 職 | 大学卒 | 309,784円 | 401,698円 | 421,130円 | 435,565円 |
| | 高校卒 | | | | |
| 中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 | 大学卒 | 307,440円 | 387,980円 | 409,799円 | 422,469円 |
| | 高校卒 | | | | |
| 公 安 職 | 大学卒 | 282,035円 | 387,615円 | 412,219円 | 404,766円 |
| | 高校卒 | 257,464円 | 355,539円 | 395,650円 | 401,879円 |

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

- ① 学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数
- ② 学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

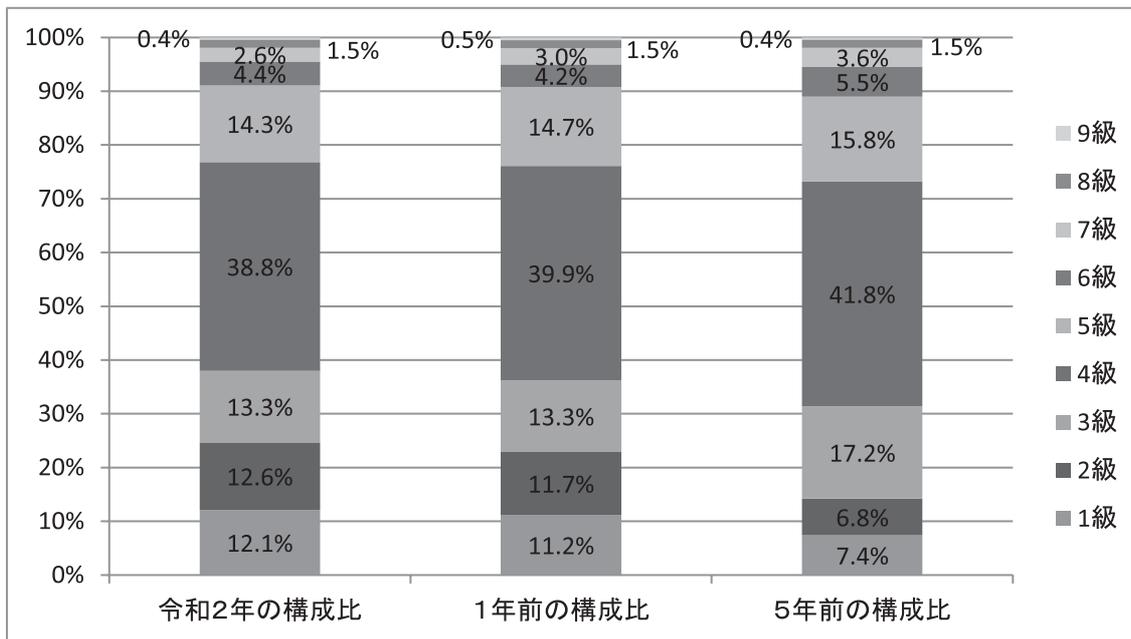
一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

令和2年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 1号給の給料月額 | 最高号給の給料月額 |
|----|----------|--------|-------|----------|-----------|
| 1級 | 主事・技師 | 476人 | 12.1% | 146,830円 | 248,838円 |
| 2級 | 主事・技師 | 494人 | 12.6% | 196,477円 | 305,721円 |
| 3級 | 主任・係長 | 521人 | 13.3% | 232,657円 | 351,750円 |
| 4級 | 専門員 | 1,519人 | 38.8% | 265,521円 | 386,121円 |
| 5級 | 課長補佐・主幹 | 559人 | 14.3% | 291,148円 | 394,965円 |
| 6級 | 課長 | 173人 | 4.4% | 320,796円 | 412,251円 |
| 7級 | 参事 | 101人 | 2.6% | 364,714円 | 447,124円 |
| 8級 | 局長 | 60人 | 1.5% | 410,140円 | 470,943円 |
| 9級 | 部長 | 17人 | 0.4% | 460,692円 | 530,137円 |
| 計 | | 3,920人 | 100% | | |

- 注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 注2 再任用職員は含んでいません。
 注3 構成比は小数第2位で四捨五入しているため、各区分の合計は100.0%にならないこともあります。



エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、令和元年度普通会計決算ベースの額です。

(ア) 期末手当・勤勉手当

| 愛媛県 | 国 |
|---------------------|---|
| 1人当たり平均支給額（令和元年度決算） | - |
| 1,601千円 | |

| | | | |
|---------------------|-----------|---------------------|-----------|
| （令和元年度支給割合） | | （令和元年度支給割合） | |
| 期末手当 | 勤勉手当 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 2.6 月分 | 1.90 月分 | 2.6 月分 | 1.90 月分 |
| (1.45 月分) | (0.90 月分) | (1.45 月分) | (0.90 月分) |
| （加算措置の状況） | | （加算措置の状況） | |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | |

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.3月分となっています。
 2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和2年4月1日現在）

| 愛 媛 県 | | | 国 | | |
|---|------------|--------------|--|------------|--------------|
| （支給率） | 自己都合 | 勸奨・定年 | （支給率） | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 | 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 | 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 | 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 | 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |
| その他の加算措置 | | | その他の加算措置 | | |
| 退職手当の調整額 | | | 退職手当の調整額 | | |
| 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 | | | 職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 | | |
| 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） | | | 定年前早期退職特別措置（2～45%加算） | | |
| | 自己都合 | 勸奨・定年 | | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 1人当たり平均支給額 | 4,160 千円 | 21,906 千円 | | | |

注 1人当たり平均支給額は、令和元年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(ウ) 地域手当（令和2年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区、大阪府大阪市、愛知県名古屋市、広島県広島市及び香川県高松市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。加えて、東日本大震災に係る宮城県の復旧事業等に従事するため、地方自治法第252条の17の規定に基づき、愛媛県から宮城県に派遣される職員について、愛媛県と宮城県の協定に基づいて支給しています。

| 支 給 実 績（令和元年度決算） | | | | 57,661千円 |
|----------------------------|-----------|-------|---------|----------|
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算） | | | | 823,729円 |
| 区 分 | 支給対象地域 | 支 給 率 | 支給対象職員数 | 国の支給率 |
| 医 師 | | 16% | 26人 | 16% |
| 医師以外 | 東京都（特別区） | 20% | 24人 | 20% |
| | 大阪府（大阪市） | 16% | 7人 | 16% |
| | 愛知県（名古屋市） | 15% | 1人 | 15% |
| | 広島県（広島市） | 10% | 2人 | 10% |
| | 香川県（高松市） | 6% | 1人 | 6% |
| | 宮城県（仙台市） | 4.5% | 0人 | 6% |

注 支給対象職員数は、令和2年4月1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

| 支給実績（令和元年度決算） | | 1,280,603千円 | | |
|--|---|---|-----------------|---|
| 支給職員1人当たり平均支給額（令和元年度決算） | | 114,565円 | | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度） | | 59.1% | | |
| 手当の種類（手当数） | | 55 | | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績 （令和元年度） | 支給単価 |
| 県税事務従事職員の特殊勤務手当 | 県税事務に従事する職員 | 納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等 | 1,577千円 | 日額 500円 |
| 伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当 | 伝染病防疫業務に従事する職員 | 伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業 | 76千円 | 日額 290円 |
| 産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員 | 人体に有毒なガスの発生を伴う業務 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 病理細菌を取り扱う業務 | 1,888千円 | 日額 290円 及び 日額 200円 |
| 特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当 | 特殊現場作業に従事する職員 | トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等 | 5千円 | 日額 560円 日額 220円 |
| レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当 | レントゲン技術又はその補助に従事する職員 | レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業 | 275千円 | 日額 230円 |
| 児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当 | 児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員 | 児童の一時保護作業 児童及び精神障害者等の心理判定作業 重症心身障害児等の看護作業等 精神障害者等の看護作業等 | 10,181千円 | 日額 350円 ～ 日額 420円 |
| 児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当 | 児童自立支援施設に勤務する職員 | 児童の自立支援又は生活支援の業務 | 6,601千円 | 日額 820円、1,480円、 2,220円 |
| 県警察に勤務する職員の特殊勤務手当 | | | | |
| 私服員の捜査、逮捕作業等手当 | 当該作業に従事する私服警察職員 | 犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業 | 67,804千円 | 日額 560円 |
| 犯罪鑑識作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業 | 6,237千円 | 日額 280円又は560円 |
| 交通取締用自動車等運転作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業 | 30,210千円 | 日額 420円又は560円 |
| 山岳捜索救難作業手当 | 山岳救助警備隊に属する警察職員 | 山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業 | 132千円 | 日額 840円 |
| 警ら作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 警ら作業 | 29,757千円 | 日額 340円 |
| 身辺警護等作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛作業 その他の要人等の警護作業 | 180千円 | 日額 1,150円 日額 640円 |
| 銃器犯罪捜査作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業 保護対象者の身辺警戒又は固定警戒の作業 | 0千円 | 日額 1,640円 日額 820円又は1,100円 日額 820円 |
| ひき逃げ捜査作業手当 | 当該作業に従事する交通専務員 | ひき逃げ捜査作業 | 746千円 | 日額 560円 |

| | | | | |
|---------------------------------------|--|--|----------|---------------------------------|
| 交通取締等作業手当 | 当該作業に従事する交通専務員 | 共同危険行為取締作業 交通取締り(の作業を除く。)、整理及び事故処理作業 | 7,330千円 | 日額 560円 日額 310円 |
| 留置場等看守作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 留置場等において収容者を看守する作業 | 4,195千円 | 日額 230円 |
| 被疑者護送作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 被疑者護送作業 | 1,086千円 | 日額 230円 |
| 火薬類取締作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 火薬類の取締作業(不発弾の処理作業を含む。) | 8千円 | 日額 250円 |
| 夜間特殊作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 夜間(深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)を含む時間)に従事する特殊業務 | 53,864千円 | 1回 410円、730円又は1,100円 |
| 潜水作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 潜水器具を着用して従事する潜水作業 | 16千円 | 1時間 310円又は780円 |
| 死体取扱作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 その他の死体取扱作業 | 27,608千円 | 1回 3,200円 1回 1,600円 |
| 爆発物処理作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 爆発物処理作業 | 42千円 | 1回 5,200円 |
| 特殊危険物質処理作業等手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 特殊危険物質(サリン等)の処理作業 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業 | 0千円 | 日額 5,200円 日額 250円 日額 460円 |
| 緊急業務処理作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業 | 2,563千円 | 1回 1,240円 |
| 少年補導作業手当 | 少年補導職員 | 少年補導作業 | 373千円 | 日額 310円 |
| 災害警備等作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業 | 25千円 | 日額 840円 |
| 術科指導作業手当 | 当該作業に従事する術科指導員 | 術科指導作業(本務として従事する作業を除く。) | 13千円 | 1時間 300円 |
| 漁労手当 | 水産実習船に勤務する船員 | 漁労業務 | 779千円 | 日額 3,000円~8,400円 |
| 社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当 | 社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する 身体障害者福祉司 児童福祉司 | 要保護者等を訪問して行う指導等、 身体障害者に面接して行う相談等 又は児童等に面接して行う相談等の業務 | 3,459千円 | 日額 510円 |
| 精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当 | 精神保健指定医、診察立会職員等 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務 | 22千円 | 日額 320円 |
| 職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当 | 高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員 | 職業訓練業務 | 2,131千円 | 日額 790円 |
| と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当 | 食肉衛生検査センターに勤務する職員 | と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査 | 2,424千円 | 日額 1,180円 |
| 麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当 | 麻薬取締員 | 麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務 | 26千円 | 日額 420円 |
| 爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当 | 本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員 | 火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務 | 25千円 | 日額 250円 |
| 漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当 | 当該作業に従事する職員 | 漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業 | 1,059千円 | 日額 500円 |

| | | | | |
|--------------------------------|--|--|----------|--|
| 夜間看護手当 | 子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師 | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務 | 12,221千円 | 1回 2,150円から3,550円まで |
| 家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当 | 家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員 | 家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務 | 5,140千円 | 日額 730円 （BSE検査：810円加算） |
| 潜水手当 | 農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員 | 海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業 | 12千円 | 1時間 310円又は780円 |
| 用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当 | 農林水産部農業振興局農地整備課、土木部土木管理局用地課、地方産業経済部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員 | 公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務 | 2,330千円 | 日額 650円 |
| 身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当 | 身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員 | 看護業務 職業訓練又は生活指導の業務 | 90千円 | 日額 420円 |
| 精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当 | 保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務 | 411千円 | 日額 230円 |
| 航空手当 | 当該業務に従事する職員 | 航空機の操縦業務 航空機の整備等業務（整備士） 航空機に搭乗して行う訓練等の業務（及び 以外） | 3,460千円 | 1時間 7,700円 1時間 4,500円 1時間 1,900円 |
| 災害応急作業等手当 | 土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）に勤務する職員 | 異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等 | 0千円 | 日額 480円 日額 730円 |
| | 当該作業等に従事する職員（東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例） | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく指示（以下「本部長指示」という。）による帰還困難区域において行う作業 本部長指示による居住制限区域において行う作業 | 0千円 | 日額20,000円～3,300円 屋外作業 日額6,600円 屋内作業 日額1,330円 屋外作業 日額3,300円 屋内作業 日額660円 |
| | | 異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等 | 0千円 | 日額 480円 日額 730円 |
| | 当該作業等に従事する職員（東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するための災害応急作業等手当の特例） | 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（以下「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業 | 0千円 | 20,000円 10,000円 |

| | | | | |
|-------------------|--|--|-----------|--|
| | | 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業 | | |
| | | 異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等 | 0千円 | 日額730円を超えない額 |
| 食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当 | 食肉衛生検査センターに勤務する職員 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務 | 84千円 | 日額 1,180円 |
| 特殊自動車運転作業手当 | 農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室に勤務する職員 | 大型特殊自動車等の運転作業 | 885千円 | 日額 290円 |
| 兼務手当 | 当該業務に従事する教育職員 | 定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。） | 751千円 | 1時間 510円、610円又は670円 |
| 添削手当 | 当該業務に従事する教育職員 | 通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。） | 8千円 | 添削1回 110円 |
| 教員特殊業務手当 | 当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものに限る。） | 非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 修学旅行等引率業務 対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） 部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） 入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの） | 540,792千円 | 日額 8,000円 日額 7,500円 日額 5,100円 日額 5,100円 日額 3,600円又は1,800円 日額 1,125円 |
| 多学年学級担当手当 | 公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。） | 当該多学年学級における授業又は指導業務 | 6,249千円 | 日額 290円 |
| 教育業務連絡指導手当 | 教務主任、学年主任、生徒指導主事等 | 教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務 | 99,153千円 | 日額 200円 |
| 面接指導手当 | 当該業務に従事する教育職員 | 講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。） | 14千円 | 1時間 760円 |
| 特別支援教育手当 | 特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員 | 障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務 | 340,213千円 | 日額 1,000円又は1,200円 |
| 道路上作業手当 | 地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員 | 交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業 | 3,068千円 | 日額 300円 |
| 家畜ふん尿処理作業手当 | 農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員 | たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業 | 113千円 | 日額 290円 |

注 手当ごとの「支給実績（令和元年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（令和元年度決算）」と一致しません。

(オ) 時間外勤務手当

| | |
|-------------------------|-------------|
| 支給実績（令和元年度決算額） | 3,550,104千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算） | 525千円 |
| 支給実績（平成30年度決算額） | 3,446,378千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算） | 511千円 |

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和2年4月1日現在）

| 手当名 | 内容 | 支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績 (令和元年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算) |
|------------------|---|--|----------|--|-------------------|----------------------------------|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給 | <ul style="list-style-type: none"> 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算 | 同 | - | 1,922,087千円 | 233,944円 |
| 住居手当 | 自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給 | 【借家・借間居住者】 <ul style="list-style-type: none"> 家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 家賃23,000円超55,000円未満 (家賃額 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 家賃55,000円以上 27,000円（支給限度額） | 異 | <ul style="list-style-type: none"> 家賃27,000円以下 家賃額 - 16,000円 家賃27,000円超61,000円未満 (家賃額 - 27,000円) × 1 / 2 + 11,000円 家賃61,000円以上 28,000円（支給限度額） | 1,284,983千円 | 260,276円 |
| 初任給調整手当 | 医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給 | 採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：414,300円 | 同 | - | 65,385千円 | 1,021,641円 |
| 通勤手当 | 通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給 | 【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 上限額：78,000円 | 異 | 国上限額 55,000円 | 1,541,977千円 | 102,471円 |
| | | 【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ~ 片道95km以上47,200円 | 異 | 国上限額 31,600円 | | |
| 単身赴任手当 | 公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給 | 30,000円 + 加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて8,000～70,000円 | 同 | - | 199,104千円 | 352,396円 |
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員に対して支給 | 給料表別、職務の級別、区別の定額 | 同 | - | 1,365,699千円 | 697,853円 |
| 特勤手当及び特勤手当に準ずる手当 | 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給 | 給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額 | 同 | - | 22,205千円 | 203,716円 |

| | | | | | | |
|--------------------|--|---|---|---|-----------|----------|
| へき地手当及びへき地手当に準ずる手当 | へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給 | 給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額 | | | 104,595千円 | 288,936円 |
| 定時制通信教育手当 | 県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給 | 給料月額に100分の5から100分の7を乗じた額 (管理職手当との併給調整あり。) | | | 31,508千円 | 278,832円 |
| 産業教育手当 | 県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給 | 給料月額に100分の7を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。) | | | 102,506千円 | 297,983円 |
| 義務教育等教員特別手当 | 小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給 | 上限額：8,000円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。) | | | 728,560千円 | 65,178円 |
| 農林漁業普及指導手当 | 農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給 | 給料月額に100分の6を乗じた額 | | | 38,746千円 | 245,228円 |
| 宿日直手当 | 職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給 | 4,200円 / 1回 ほか (勤務時間による増減あり。) | 同 | - | 450,638千円 | 183,410円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給 | 職責に応じて3,000円～12,000円 / 1回の定額 (6時間を超える場合は加算あり。) | 同 | - | 43,774千円 | 73,943円 |
| 夜勤手当 | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 | 勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額 | 同 | - | 151,279千円 | 87,546円 |

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額の単価です。

オ 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

| 区 分 | | 給 料 月 額 等 |
|---------|--------------|--|
| 給 料 | 知 事 | 1,188,000円 (1,320,000円) |
| | 副 知 事 | 949,400円 (1,010,000円) |
| 報 酬 | 議 長 | 970,000円 |
| | 副 議 長 | 870,000円 |
| | 議 員 | 820,000円 |
| 期 末 手 当 | 知 事 | (令和元年度支給割合) |
| | 副 知 事 | 3.40月分 |
| | 議 長 | (令和元年度支給割合) |
| | 副 議 長 議 員 | 3.40月分 |
| 退 職 手 当 | | (算定方式) (支給時期) |
| | 知 事 副 知 事 | 132万円 × 在職月数 × 0.481 (任期毎) 101万円 × 在職月数 × 0.365 (") |

注 給料月額及び報酬月額は、知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）に基づき、それぞれ知事10%、副知事6%の減額をした後の額であり、()内の金額は、減額前の額を記載しています。

カ 公営企業職員の状況

(ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来66年を経過し、現在、銅山川第一発電所（2基）、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所、畑寺発電所の合計9発電所（10基）において、最大出力67530キロワットで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

| 区 分 | 総費用 (A) | 純損益又は 実質収支 | 職員給与費 (B) | 総費用に占める職員 給与費比率(B/A) | 平成30年度の総費用に 占める職員給与費比率 |
|-------|-----------------|---------------|---------------|-------------------------|---------------------------|
| 令和元年度 | 千円 2,727,651 | 千円 94,405 | 千円 367,849 | % 13.5 | % 18.1 |

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

| 区 分 | 職 員 数 (A) | 給 与 費 | | | | 1人当たり 平均給与費 (B/A) |
|-------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|-------------------------|
| | | 給 料 | 職 員 手 当 | 期末・勤勉手当 | 計 (B) | |
| 令和2年度 | 人 64 | 千円 284,635 | 千円 68,902 | 千円 148,966 | 千円 502,503 | 千円 7,852 |

注1 職員数及び給与費は、令和2年度当初予算に計上された数値であり、令和2年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

県営電気事業に従事する令和2年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員2人を含まない。）は、57人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

| 区 分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|-------------------|-------|----------|------------------------|
| 愛媛県公営企業 (電気事業) | 44歳4月 | 346,425円 | 464,016円 (590,303円) |

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

| 愛媛県公営企業（電気事業） | | 愛 媛 県 | |
|---------------------|-----------|---------------------|-----------|
| 1人当たり平均支給額（令和元年度） | | 1人当たり平均支給額（令和元年度） | |
| 1,725千円 | | 1,601千円 | |
| （令和元年度支給割合） | | （令和元年度支給割合） | |
| 期末手当 | 勤勉手当 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 2.6 月分 | 1.90 月分 | 2.6 月分 | 1.90 月分 |
| （1.45 月分） | （0.90 月分） | （1.45 月分） | （0.90 月分） |
| （加算措置の状況） | | （加算措置の状況） | |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | |

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.30月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（令和2年4月1日現在）

| 愛媛県公営企業（電気事業） | | | 愛 媛 県 | | |
|---|------------|--------------|---|------------|--------------|
| （支給率） | 自己都合 | 勤奨・定年 | （支給率） | 自己都合 | 勤奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 | 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 | 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 | 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 | 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |
| その他の加算措置 | | | その他の加算措置 | | |
| 退職手当の調整額 | | | 退職手当の調整額 | | |
| 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員 の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額 として加算 | | | 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員 の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額 として加算 | | |
| 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） | | | 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） | | |
| | 自己都合 | 勤奨・定年 | | 自己都合 | 勤奨・定年 |
| 1人当たり平均支給額 | 2,094 千円 | 424 千円 | 1人当たり平均支給額 | 4,160 千円 | 21,906 千円 |

注 1人当たり平均支給額は、令和元年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

| 支給実績（令和元年度決算） | 35千円 | | | |
|--------------------------|---------------------------|---|-----------------|--|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算） | 1,477円 | | | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度） | 47.1% | | | |
| 手当の種類（手当数） | 2 | | | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績 （令和元年度） | 支給単価 |
| 危険作業手当 | 発電所又は工業用水管理事務所に 勤務する職員 | ①傾斜30度以上の水圧管施設工事 及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシ ング及びドラフトチューブの内部作 業等 ③ずい道水圧管内における調査、 測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上 の墜落の危険が特に著しい箇所 で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ 類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業 務 | 千円 25 | ①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円 |
| 用地交渉等業務手当 | 公営企業管理局に勤務する職員 | 公共事業の施行に伴う土地等の取 得及び権利の消滅等に伴う損失の 補償等に関し、これらの権利者等 と直接現地で行う交渉業務 | 千円 10 | 日額 650円 |

(e) 時間外勤務手当

| | |
|-------------------------|----------|
| 支給実績（令和元年度決算） | 36,984千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算） | 881千円 |
| 支給実績（平成30年度決算） | 32,216千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算） | 767千円 |

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績 (令和元年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算) |
|----------------------|-------------------|--------------|----------------|-------------------|----------------------------------|
| 扶 養 手 当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 8,004 | 円 296,444 |
| 住 居 手 当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 3,161 | 円 287,400 |
| 通 勤 手 当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 4,207 | 円 102,602 |
| 単身赴任手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 1,044 | 円 348,000 |
| 管 理 職 手 当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 6,898 | 円 766,400 |
| 特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 0 | 円 0 |
| 宿 日 直 手 当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 0 | 円 0 |
| 管理職員特別勤務手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 44 | 円 7,333 |
| 夜間勤務手当 | 一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 2,695 | 円 269,524 |

(イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年4月1日の営業開始以来56年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道の3地区において、計画給水量249,220立方メートルで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

| 区 分 | 総費用 (A) | 純損益又は 実質収支 | 職員給与費 (B) | 総費用に占める職員 給与費比率 (B/A) | 平成30年度の総費用に 占める職員給与費比率 |
|-------|---------------|---------------|---------------|--------------------------|---------------------------|
| 令和元年度 | 千円 935,791 | 千円 613,794 | 千円 153,000 | % 16.3 | % 17.0 |

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

| 区 分 | 職 員 数 (A) | 給 与 費 | | | | 1人当たり 平均給与費 (B/A) |
|-------|--------------|---------------|--------------|--------------|---------------|-------------------------|
| | | 給 料 | 職 員 手 当 | 期末・勤勉手当 | 計 (B) | |
| 令和2年度 | 人 23 | 千円 112,589 | 千円 22,816 | 千円 50,454 | 千円 185,859 | 千円 8,081 |

注1 職員数及び給与費は、令和2年度当初予算に計上された数値であり、令和2年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和2年4月1日現在)

県営工業用水道事業に従事する令和2年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員3人を含まない。)は、21人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

| 区 分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|----------------------|-------|----------|------------------------|
| 愛媛県公営企業 (工業用水道事業) | 50歳9月 | 371,400円 | 425,424円 (560,652円) |

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

| 愛媛県公営企業（工業用水道事業） | | | 愛 媛 県 | | |
|---------------------|-----------|--|---------------------|-----------|--|
| 1人当たり平均支給額（令和元年度） | | | 1人当たり平均支給額（令和元年度） | | |
| 1,672千円 | | | 1,601千円 | | |
| （令和元年度支給割合） | | | （令和元年度支給割合） | | |
| 期末手当 | 勤勉手当 | | 期末手当 | 勤勉手当 | |
| 2.6 月分 | 1.90 月分 | | 2.6 月分 | 1.90 月分 | |
| （1.45 月分） | （0.90 月分） | | （1.45 月分） | （0.90 月分） | |
| （加算措置の状況） | | | （加算措置の状況） | | |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | | | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | | |

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.30月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（令和2年4月1日現在）

| 愛媛県公営企業（工業用水道事業） | | | 愛 媛 県 | | |
|---|------------|--------------|---|------------|--------------|
| （支給率） | 自己都合 | 勸奨・定年 | （支給率） | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 | 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 | 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 | 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 | 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |
| その他の加算措置 | | | その他の加算措置 | | |
| 退職手当の調整額 | | | 退職手当の調整額 | | |
| 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 | | | 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 | | |
| 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） | | | 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） | | |
| 1人当たり平均支給額 | 退職者なし | | 1人当たり平均支給額 | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| | | | 4,160 千円 | 21,906 千円 | |

注 1人当たり平均支給額は、令和元年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

| | |
|--------------------------|--------|
| 支給実績（令和元年度決算） | 33千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算） | 1,824円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度） | 78.3% |
| 手当の種類（手当数） | 2 |

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績 (令和元年度) | 支給単価 |
|-----------|-----------------------|---|-----------------|--|
| 危険作業手当 | 発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員 | ①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務 | 千円 32 | ①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円 |
| 用地交渉等業務手当 | 公営企業管理局に勤務する職員 | 公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務 | 千円 1 | 日額 650円 |

(e) 時間外勤務手当

| | |
|-------------------------|----------|
| 支給実績(令和元年度決算) | 7,600千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算) | 422千円 |
| 支給実績(平成30年度決算) | 10,505千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算) | 584千円 |

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

注2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当(令和2年4月1日現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績 (令和元年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算) |
|----------------------|-------------------|--------------|----------------|-------------------|----------------------------------|
| 扶養手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 3,425 | 円 214,063 |
| 住居手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 396 | 円 198,000 |
| 通勤手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 3,497 | 円 158,933 |
| 単身赴任手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 720 | 円 360,000 |
| 管理職手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 3,174 | 円 634,800 |
| 特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 0 | 円 0 |
| 宿日直手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 84 | 円 16,720 |
| 管理職員特別勤務手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 33 | 円 33,000 |
| 夜間勤務手当 | 一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 0 | 円 0 |

(ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来63年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の4病院で、病床数1,659床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

| 区 分 | 総費用 (A) | 純損益又は 実質収支 | 職員給与費 (B) | 総費用に占める職員 給与費比率 (B / A) | 平成30年度の総費用に 占める職員給与費比率 |
|-------|------------------|---------------|------------------|------------------------------|---------------------------|
| 令和元年度 | 千円 45,876,063 | 千円 244,212 | 千円 16,151,768 | % 35.2 | % 35.5 |

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費83,580千円を含んでいません。

(b) 予算

| 区 分 | 職 員 数 (A) | 給 与 費 | | | | 1人当たり 平均給与費 (B / A) |
|-------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------------------|
| | | 給 料 | 職 員 手 当 | 期末・勤勉手当 | 計 (B) | |
| 令和2年度 | 人 1,977 | 千円 8,315,052 | 千円 5,264,173 | 千円 3,711,768 | 千円 17,290,993 | 千円 8,746 |

注1 職員数及び給与費は、令和2年度当初予算に計上された数値であり、令和2年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

県営病院事業に従事する令和2年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員36人を含まない。）は、1,982人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

| 区 分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|-------|-------|----------|----------------------------|
| 愛媛県 | | | |
| 医 師 | 45歳6月 | 596,163円 | 1,271,429円 (1,458,509円) |
| 看 護 師 | 40歳3月 | 322,058円 | 402,704円 (520,959円) |
| 事務職員 | 43歳2月 | 334,890円 | 489,159円 (611,511円) |

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

| 愛媛県公営企業（病院事業） | | 愛 媛 県 | |
|---------------------|-----------|---------------------|-----------|
| 1人当たり平均支給額（令和元年度） | | 1人当たり平均支給額（令和元年度） | |
| 1,598千円 | | 1,601千円 | |
| （令和元年度支給割合） | | （令和元年度支給割合） | |
| 期末手当 | 勤勉手当 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 2.6 月分 | 1.90 月分 | 2.6 月分 | 1.90 月分 |
| (1.45 月分) | (0.90 月分) | (1.45 月分) | (0.90 月分) |
| （加算措置の状況） | | （加算措置の状況） | |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | |

- 注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.30月分となっています。
- 2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（令和2年4月1日現在）

| 愛媛県公営企業（病院事業） | | | 愛 媛 県 | | |
|---|------------|--------------|---|------------|--------------|
| （支給率） | 自己都合 | 勸奨・定年 | （支給率） | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 | 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 | 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 | 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 | 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |
| その他の加算措置 | | | その他の加算措置 | | |
| 退職手当の調整額 | | | 退職手当の調整額 | | |
| 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の出職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 | | | 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の出職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 | | |
| 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） | | | 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） | | |
| 1人当たり平均支給額 | 自己都合 | 勸奨・定年 | 1人当たり平均支給額 | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 医師 | 1,076 千円 | 23,922 千円 | | 4,160 千円 | 21,906 千円 |
| 看護師 | 1,742 千円 | 18,948 千円 | | | |
| その他 | 2,886 千円 | 21,143 千円 | | | |

- 注1 1人当たり平均支給額は、令和元年度中に退職した職員に支給された額の平均です。
- 2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除く全ての職員です。

(c) 地域手当（令和2年4月1日現在）

| 支給総額（令和元年度決算） | | 278,081千円 | | |
|----------------------------|--------|-----------|---------|-------------|
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算） | | 936,301円 | | |
| 区分 | 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 愛媛県の制度（支給率） |
| 医師 | | 16% | 282人 | 16% |

- 注1 支給対象職員数は、令和2年4月1日現在の職員数です。
- 2 医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。

(d) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

| 支給実績（令和元年度決算） | | 452,566千円 | | |
|--------------------------|--------------------------------------|--|-------------|---------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算） | | 302,720円 | | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度） | | 71.3% | | |
| 手当の種類（手当数） | | 9 | | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績（令和元年度） | 支給単価 |
| 結核病とう勤務手当 | 病院の結核病棟に勤務する職員 | 病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務 | 千円 251 | 日額 290円 |
| 病理細菌取扱手当 | 病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等にに従事する職員 | 病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等 | 千円 3,232 | 日額 200円 |
| 放射線技術勤務手当 | 放射線技術又はその補助に従事する職員 | 病院において行う有害放射線の影響を受ける作業 | 千円 8,297 | 日額 230円 |
| 伝染病医療従事手当 | 病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員 | 伝染病患者等の診療又は看護 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 | 千円 230 | 日額 290円 |
| 精神病棟等勤務手当 | 病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員 | 精神病患者等の看護又はこれらに接する業務 | 千円 86 | 日額 320円 |

| | | | | |
|----------|---|---|---------------|--|
| 夜間看護手当 | ①病院で深夜に勤務する看護師等 ②③病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員 | ①正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務 ②救急患者に対処するために命を受け自宅等でする待機 ③待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務 | 千円 369,804 | ①1回 2,150円から3,550円まで ②1回 860円 ③1回 1,620円 |
| 航空手当 | 航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員 | 航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、搜索救難等の業務 | 千円 576 | 1時間 1,900円 |
| 救急医療従事手当 | 病院に勤務する管理職医師 | 正規の勤務時間外において行う救急医療業務 | 千円 38,855 | 1時間当たりの給与額×従事時間 |
| 診療応援手当 | 病院に勤務する医師 | 他の県立病院等で従事する診療業務 | 千円 31,235 | 1回 5,000円から20,000円 |

(e) 時間外勤務手当

| | |
|-------------------------|-------------|
| 支給実績(令和元年度決算) | 2,117,903千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算) | 1,084千円 |
| 支給実績(平成30年度決算) | 2,085,674千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算) | 1,068千円 |

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当(令和2年4月1日現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績(令和元年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算) |
|------------|--|--------------|----------------|---------------|--------------------------|
| 扶養手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 183,259 | 円 240,182 |
| 住居手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 208,928 | 円 277,461 |
| 通勤手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 119,425 | 円 82,079 |
| 単身赴任手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 11,340 | 円 391,034 |
| 管理職手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 64,148 | 円 1,069,140 |
| 初任給調整手当 | 内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ24,000円又は30,000円 (南宇和病院に勤務する医師は124,000円又は130,000円) | 異 | 医師への加算 | 千円 969,607 | 円 3,264,670 |
| 宿日直手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 225,196 | 円 447,706 |
| 管理職員特別勤務手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 18,265 | 円 304,423 |
| 夜間勤務手当 | 一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。 | 同 | - | 千円 204,072 | 円 208,876 |

(g) 特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

| | |
|------|--------------------------------------|
| 区分 | 給料月額等 |
| 給料 | 788,500円(830,000円) |
| 期末手当 | (令和元年度支給割合) 3.35月分 |
| 退職手当 | (算定方式) (支給時期) 83万円×在職月数×0.25(任期毎) |

注 給料月額、知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）に基づき5%の減額をした後の額であり、（ ）内の金額は、減額前の額を記載

(4) 勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間の状況

令和元年度における職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は、午後零時から午後1時まで）となっています。

イ 休暇の状況

(ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。令和元年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位：日)

| 区 分 | 知 事 | 公営企業管理者 | 人 事 委 員 会 | 議 会 議 長 | 代 表 監 査 委 員 | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 長 |
|--------|------|---------|-----------|---------|-------------|-----------|-----------|
| 平均取得日数 | 10.1 | 10.3 | 7.1 | 9.6 | 13.3 | 11.1 | 11.6 |

(イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障がいのため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

(5) 休業の状況

(ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。令和元年度における育児休業者数は、649人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

| 区 分 | 知 事 | 公営企業管理者 | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 長 | 合 計 |
|--------|-----|---------|-----------|-----------|-----|
| 育児休業者数 | 66 | 136 | 393 | 54 | 649 |

(イ) 部分休業

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。令和元年度における部分休業者数は、74人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

| 区 分 | 知 事 | 公営企業管理者 | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 長 | 合 計 |
|--------|-----|---------|-----------|-----------|-----|
| 部分休業者数 | 18 | 45 | 8 | 3 | 74 |

(ウ) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることが認められる制度です。育児短時間勤務をしている期間については、給与が減額されます。令和元年度における育児短時間勤務者数は、123人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

| 区 分 | 知 事 | 公営企業管理者 | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 長 | 合 計 |
|-----------|-----|---------|-----------|-----------|-----|
| 育児短時間勤務者数 | 10 | 98 | 14 | 1 | 123 |

(エ) 自己啓発等休業

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間（国際貢献活動は3年間）を限度に休業することが認められる制度です。令和元年度における自己啓発等休業者数は3人です。

(単位：人)

| 区 分 | 知 事 | 公営企業管理者 | 教 育 委 員 会 | 合 計 |
|-----------|-----|---------|-----------|-----|
| 自己啓発等休業者数 | 1 | 1 | 1 | 3 |

(オ) 配偶者同行休業

職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。令和元年度における休業者数は、3人です。

(単位：人)

| 区 分 | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 長 | 合 計 |
|-----------|-----------|-----------|-----|
| 配偶者同行休業者数 | 2 | 1 | 3 |

(カ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、2年間を限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。令和元年度における修学部分休業者数は、0人です。

(キ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。令和元年度における高齢者部分休業者数は、0人です。

(ク) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。令和元年度における休業者数は、0人です。

(6) 分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。令和元年度における分限処分数は、362件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

| 区 分 | 知 事 | 公営企業管理者 | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 長 | 合 計 |
|-----|-----|---------|-----------|-----------|-----|
| 免 職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 休 職 | 107 | 56 | 149 | 48 | 360 |
| 降 任 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 合 計 | 109 | 56 | 149 | 48 | 362 |

イ 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。令和元年度における懲戒処分数は、17件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

| 区 分 | 知 事 | 公営企業管理者 | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 長 | 合 計 |
|-----|-----|---------|-----------|-----------|-----|
| 免 職 | 0 | 0 | 3 | 1 | 4 |
| 停 職 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 減 給 | 2 | 1 | 3 | 1 | 7 |
| 戒 告 | 2 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| 合 計 | 5 | 3 | 7 | 2 | 17 |

(7) 服務の状況

地方公務員法第30条では、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、服務上の強い制約を課しています。各任命権者においては、令和元年度において、以下の措置を講じました。

ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

| 通 知 | 概 要 |
|--------------------------------|--|
| 交通事故等の防止について | 飲酒運転の根絶について意識の徹底を図るとともに、交通事故及び交通違反の防止について注意喚起を行いました。 |
| 綱紀の保持及び服務規律の確保について | 年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。 |
| 参議院議員通常選挙における地方公務員の服務規律の確保について | 参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について周知徹底を図りました。 |

- (イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (ウ) 職員が仕事と子育てを両立できる職場づくりの促進を図ることを目的として、管理職等を対象に研修を開催するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (エ) 綱紀の保持及び服務規律の確保に加え、不祥事の再発防止を図ることを目的として、管理職等を対象に公務員倫理に関する研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (オ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な応対要領等に関する研修会を実施しました。

イ 教育委員会

綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、教職員に対し、その徹底を図りました。

| 通 知 | 概 要 |
|---|---|
| 交通事故等の防止について | ゴールデンウィークの時期をとらえて、交通事故等の防止について注意喚起を行いました。 |
| ・参議院議員通常選挙における地方公務員の 服務規律の確保について ・教職員等の選挙運動の禁止等について | 選挙における地方公務員の政治的行為の制限や選挙運動の禁止について周知徹底を行い、教職員が公務員として政治的中立を失い住民の信頼を損なうことがないように通知を行いました。 |
| 学校における働き方改革の推進に向けた夏季 等の長期休業期間における学校の業務の適正 化等について | 学校閉庁日を設定したり、研修や部活動の大会等の見直しを行ったりすることで、教職員の業務負担を軽減し、各学校で働き方改革を推進するよう、各学校の教職員に周知を行いました。 |
| 綱紀の保持及び服務規律の確保について | 近年、公立学校教職員への信頼を損ねる不祥事が発生し、全県をあげて教育に対する信頼回復に努めている中、県立学校に勤める教諭による校内での窃盗事件が発生したのを受け、こうした不祥事が県民の信頼を大きく損ねるものであることを重く受け止め、一日も早く信頼回復できるよう、これまで以上の服務規律の厳正な遵守について周知徹底を図りました。 |
| 綱紀の保持及び服務規律の確保について | 年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。 |
| 綱紀の保持及び服務規律の徹底について | 公立小学校に勤める教諭が児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）で逮捕されるという事案が発生したのを受け、一刻も早く県民の信頼を回復できるよう、これまで以上の服務規律の厳正な遵守に教職員が一丸となって取り組むよう通知しました。 |
| 綱紀の保持及び服務規律の徹底について | 新型コロナウイルスによる感染症の拡大、生活や経済への影響の拡大など、人々が大きな不安を抱いている中、公立中学校に勤める教員が県青少年保護条例違反容疑で逮捕されるという事案が発生したことを受け、一日も早く信頼を回復できるよう、非違行為の未然防止の徹底、教育公務員としての誇りを持って自己の職責を全うするよう通知しました。 |

ウ 警察本部長

綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

| 通 知 | 概 要 |
|-------------------------------|---|
| ハラスメント相談員名簿の送付 | ハラスメント防止対策要綱（平成25年5月15日付通達）に基づき、防止対策の実効性を高めるため、ハラスメント相談員を選定し、ハラスメント相談窓口を継続して職員に周知の上、効果的活用を図るよう指示しました。 |
| ハラスメント防止対策推進月間の実施 | 11月がハラスメントの防止月間であることから、職員への意識啓発の促進及び教養の実施を指示しました。 |
| 服務だより「ストップ・ハラスメント」の発 出 | ハラスメント事案を認知した場合、サービスだより「ストップ・ハラスメント」をタイムリーに発出し、ハラスメントの防止対策を図りました。 |
| 営利企業等の従事制限に関する遵守の徹底 | 全職員に営利企業等への従事制限の趣旨を周知徹底するとともに、各所属には身上把握等を通じてその実態を把握するよう指示しました。 |
| 参議院議員通常選挙における警察職員の服務 規律の保持 | 警察職員の職務の特殊性及び基本的留意事項の周知徹底を指示しました。 |
| 非違事案防止に向けた各種施策の着実な実施 | 非違事案の未然防止に資する業務改善、高い規律と士気を有する職場環境の確立、非違事案の現状とその防止対策、身上把握の徹底等について指示しました。 |
| 夏季における規律の振粛と警察職員としての 自覚の確立 | 効果的な身上把握及び生活指導の充実、飲酒に対する警察職員としての自覚の醸成、交通事故及び違反の防止、殉職・受傷事故の絶無について指示しました。 |

| | |
|--------------------------|--|
| 兼務職員に対する効果的な監督（身上把握） | 兼務職員に対しては、本務監督者及び兼務監督者双方が緊密に連携し、効果的に身上把握を行うよう指示しました。 |
| 飲酒に絡む非違事案の絶無 | 飲酒マナーを厳守し、節度ある飲酒を徹底するよう指示しました。 |
| 年末年始における規律の保持と各種非違事案の防止 | 身上把握及び生活指導の徹底、飲酒に対する自覚と規律の徹底、交通事故・違反の防止、殉職・受傷事故の防止について指示しました。 |
| 人事異動期における規律の保持と各種非違事案の防止 | 業務管理の徹底、交通事故及び違反の絶無、私生活上において遵守すべき重点事項について指示しました。 |
| 私的管理金に係る組織的管理の徹底 | 私的管理金については、通達で規定する管理基準を満たし、かつ、所属長の承認を得なければ職場内で運用してはならないこととし、組織的管理の強化を徹底しました。 |
| 確実かつ実効ある個々面接及び生活指導の実施 | 「重点指導項目」及び「生活指導チェックリスト」に基づく、具体的かつ効果的な個々面接の実施を指示しました。 |
| 迅速な表彰上申 | 適正な業務評価に基づきタイムリーな表彰・賞揚を行い、士気高揚及び誇りと使命感の醸成により組織を活性化させました。 |
| 監察通信の発出 | 全職員に対し、全国の懲戒処分事例や、県下における不適正事案の発生状況等を周知し、教養を実施しました。 |
| 訟務通報の発出 | 全職員に対して、損害賠償事案等について、教養を実施しました。 |
| 「ストップ事故通信」の発出 | 職員の交通事故が多発していることから、「ストップ事故通信」をタイムリーに発出し、交通事故防止の徹底を指示しました。 |

(8) 退職管理の状況

知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会、警察本部長

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。

また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けています。

(9) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、令和元年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

(ア) 知事

a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

| 区 分 | 研修の概要 | 実施状況 |
|----------------|--|-------------------|
| 階 層 別 研 修 | 新規採用職員、新規採用臨時職員、中堅職員、係長・主幹・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要なとされる知識・技術の習得を目的とする研修 | 9コース 参加者1,393人 |
| ステージアップ 研 修 | 新規採用から主幹昇任までの各階層別研修の間を3つの能力開発期間（ステージ）と捉え、次の職位で必要とされる知識・能力をあらかじめ取得することを目的とした研修 | 25コース 参加者 707人 |
| 指導者養成研修 | 職場内で新規採用職員の指導、接遇の指導、OJT能力の向上に携わる職員を対象に、指導者としての知識や技法を習得することを目的とした研修 | 3コース 参加者 233人 |

| | | |
|---------|---|------------------|
| 出 前 講 座 | 東予・南予地域の職員の研修機会の拡充を図るため、出前講座（クレーム対応講座等）を実施 | 2コース 参加者 137人 |
| 部 局 研 修 | 新たに税務・生活保護等の業務に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修 | 7コース 参加者 163人 |

b 長期派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野の醸成を図るため、中央省庁（14人）や自治大学校（4人）、民間企業等（7人）へ職員を派遣しました。

また、一般財団法人自治体国際化協会、公益財団法人日本台湾交流協会等に5人の職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

(イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師を国内の先進・専門医療機関（4人）や海外の学会等（20人）に派遣しました。

また、県立病院の看護職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能の習得等を目的として、県立4病院合同研修（20コース、806人）を実施しました。

さらに、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に日本看護協会等が主催する研修を受講させました。（19人）

(ウ) 人事委員会

人事委員会事務局職員としての資質向上を図るため、公益財団法人日本人事試験研究センター等が実施する研修を受講させました。（4人）

(エ) 議会議長

議会事務局職員としての資質向上を図るため、全国都道府県議会議長会が実施する研修を受講させました。（4人）

(オ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、専門機関が実施する研修を受講させました。（5人）

(カ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

| 区 分 | 研修の概要 | 実施状況 |
|-----------|---|----------------------------------|
| 基 礎 研 修 | 教員の初任者、2年経験者、5年経験者、10年経験者、40歳に達した者等を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等 | 〔市町立学校教職員〕 14コース 参加者 1,018人 |
| | | 〔県立学校教職員〕 20コース 参加者 314人 |
| 職 務 別 研 修 | 新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関係する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修 | 〔市町立学校教職員〕 29コース 参加者 6,418人 |
| | | 〔県立学校教職員〕 15コース 参加者 1,920人 |
| 課 題 別 研 修 | 受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修 | 〔市町立学校教職員〕 312コース 参加者 14,935人 |
| | | 〔県立学校教職員〕 82コース 参加者 4,578人 |

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

| 区 分 | 研修の概要 | 実施状況 |
|---------|---|-----------------------------------|
| 国 内 派 遣 | 多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施しました。 | 〔市町立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 55人 |
| | | 〔県立学校教職員〕 独立行政法人教職員支援機構等 27人 |

| | | | |
|--------|--|----------------------------|-----|
| 大学院等派遣 | 高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣しました。 | 〔市町立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 | 23人 |
| | | 〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 | 7人 |
| 海外派遣 | 教職員に諸外国の教育、文化の実情を理解させ、国際的視野に立った識見を深めることを目的として、海外へ派遣しました。 | 〔県立学校教職員〕 韓国（1） アメリカ（1） | 2人 |

(※) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、令和元年度は、採用時教養（6期 172人）、昇任時教養（2期 11人）、専科等（44期 517人）の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校（194人）、警察大学校（106人）及び法科学研修所（7人）で警察教養を行いました。

(10) 福祉及び利益の保護の状況

ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。令和元年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 健康診断

| 区 分 | 概 要 |
|-----------|--|
| 知 事 等 | 一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、VDT作業従事者検診等を行いました。また、共済組合と共同でがん検診及び人間ドック等を、それぞれ行いました。 |
| 教 育 委 員 会 | 一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。 |
| 警 察 本 部 長 | 一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、VDT作業従事者検診、各種がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。 |

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます（以下同じ。）。

各種健康診断の実施状況（令和元年度）

（知事等）

| 区 分 | 受診者数 | 備 考 |
|-----------|-------------|---|
| 法 定 検 診 | 一般定期健康診断 | 4,968人 一次検査 受診率 99.7% |
| | 特別定期健康診断 | 1,806人 放射線業務従事者職員検診、特定化学物質等使用職員検診、有機溶剤使用職員検診、深夜業務等従事者職員検診 |
| | ストレスチェック | 6,279人 受検率 96.3% |
| そ の 他 検 診 | 538人 | 振動業務従事者検診、VDT作業従事者検診（一次、二次）、農薬使用職員検診 |
| が ん 検 診 等 | が ん 検 診 | 7,257人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診 |
| | 人 間 ド ッ ク 等 | 2,651人 人間ドック、腹部超音波検診 |

(教育委員会)

県立学校

| 区分 | 受診者数 | 備 考 |
|-------|----------|-------------------------------------|
| 法定検診 | 一般定期健康診断 | 3,244人 一次検査 受診率 99.7% |
| | ストレスチェック | 4,007人 受検率 99.8% |
| その他検診 | 328人 | VDT作業従事者検診(一次、二次)、農業使用業務従事者検診 |
| がん検診等 | がん検診 | 5,962人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診 |
| | 人間ドック等 | 1,241人 人間ドック、腹部超音波検診 |

事務局

| 区分 | 受診者数 | 備 考 |
|-------|----------|-----------------------------------|
| 法定検診 | 一般定期健康診断 | 289人 一次検査 受診率 99.7% |
| | 特別定期健康診断 | 0人 有害業務等従事職員検診 |
| | ストレスチェック | 355人 受検率 99.2% |
| その他検診 | 34人 | VDT作業従事者検診(一次、二次) |
| がん検診等 | がん検診 | 655人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診 |
| | 人間ドック等 | 180人 人間ドック、腹部超音波検診 |

(警察本部長)

| 区分 | 受診者数 | 備 考 |
|-------|----------|---|
| 法定検診 | 一般定期健康診断 | 2,684人 一次検診 受診率 100% |
| | 特別定期健康診断 | 720人 有機溶剤業務従事者検診、潜水業務従事者検診、深夜業務従事者検診、鉛業務従事者検診 |
| | ストレスチェック | 2,902人 受検率 100% |
| その他検診 | 59人 | VDT作業従事者検診(一次、二次) |
| がん検診等 | がん検診 | 2,755人 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診 |
| | 人間ドック等 | 732人 人間ドック、腹部超音波検診 |

b メンタルヘルス対策

| 区分 | 概 要 |
|-------|---|
| 知 事 等 | 「愛媛県職員こころの健康づくり指針」により、総合的、体系的に取り組みました。中でも、「職場復帰支援システム」の運用、健康相談室での相談、メンタルヘルスセミナーの開催のほか、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。 |
| 教育委員会 | 「愛媛県教職員こころの健康づくり計画」に基づき教職員の心の健康づくりに積極的に取り組んでおり、精神科医や臨床心理士等による心の健康相談を行うとともに、精神疾患による退職者の復職支援を実施し、管理職に求められる対応について「管理職のための職場のメンタルヘルスハンドブック」を配布しています。また、共済組合において外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスサポート事業が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナーが、それぞれ行われました。 |
| 警察本部長 | 警察共済組合と共同で部外カウンセラー(精神科医)による相談事業のほか、心理カウンセラー(精神保健福祉士)によるメンタルヘルスセミナーや心の健康相談(カウンセリング)を実施しました。 |

c 健康相談・健康教育

| 区分 | 概 要 |
|-------|---|
| 知 事 等 | 健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、ヘルスアップセミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。 |
| 教育委員会 | 産業界等による健康相談を行うとともに、共済組合において、健康づくりセミナー、一日介護講座、電話相談等が行われました。 |
| 警察本部長 | 産業界・カウンセラー・健康管理対策室による相談、健診事後指導、禁煙サポート等健康教育事業を行いました。また、警察共済組合において健康教室の開催等健康づくり運動を推進しました。 |

(イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等を配置し、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

| 区 分 | 委員会名 | 設置数 |
|---------------|-----------|-----|
| 知 事 等 | 総括安全衛生委員会 | 1 |
| | 安全衛生委員会 | 12 |
| | 衛生委員会 | 14 |
| 公 営 企 業 管 理 局 | 衛生委員会 | 4 |
| 教 育 委 員 会 | 総括安全衛生委員会 | 1 |
| | 衛生委員会 | 68 |
| 警 察 本 部 長 | 安全衛生委員会 | 18 |

(ウ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。令和元年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 元気回復事業等

| 区 分 | 概 要 |
|-----------|---|
| 知 事 等 | ボランティア活動の支援、職員だよりの発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、プール、山の家の助成等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が、それぞれ行われました。 |
| 教 育 委 員 会 | 共済組合において、ライフプランの支援事業、宿泊事業等が、互助会において、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成等が、それぞれ行われました。 |

共済組合福祉事業
令和元年度実績

| 区 分 | 利用者数 | |
|---|-------------|---------|
| 知事等 【地方職員共済組合】 組合員数 5,982人 被扶養者数 5,929人 | 健 診 事 業 | 11,210人 |
| | 健康づくり事業 | 10,032人 |
| | 愛 媛 診 療 所 | 3,248人 |
| | 貸付累計件数 | 638件 |
| 教育委員会 【公立学校共済組合】 組合員数 12,173人 被扶養者数 9,704人 | 健 診 事 業 | 4,116人 |
| | 健康づくり事業 | 680人 |
| | そ の 他 事 業 | 3,936人 |
| | に ぎ た つ 会 館 | 77,030人 |
| | 貸付累計件数 | 1,702件 |
| 警察本部長 【警察共済組合】 組合員数 2,901人 被扶養者数 3,927人 | 健 診 事 業 | 3,818人 |
| | 健康づくり事業 | 1,638人 |
| | そ の 他 事 業 | 124人 |
| | 貸付累計件数 | 492件 |

互助会事業実績
令和元年度実績

(千円)

| 区 分 | 主な保健文化事業 | 事業費 |
|--|---|--------|
| 知事等 会 員 数 5,866人 会 員 掛 金 127,948千円 | リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、生涯設計支援事業 | 64,118 |

| | | |
|---|---|--------|
| 教育委員会 会 員 数 11,543人 会 員 掛 金 327,121千円 | 人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成、インフルエンザ予防接種補助等 | 29,648 |
| 警察本部長 会 員 数 2,981人 会 員 掛 金 61,838千円 | 資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、柔剣道指導助成、事件検挙助成等 | 55,852 |

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

令和元年度実績

(千円)

| 区 分 | 知 事 等 | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 長 |
|-------------|---------|-----------|-----------|
| 保 健 給 付 | 96,280 | 2,849,704 | 918,046 |
| 直 営 保 健 給 付 | 8,257 | 40,349 | 3 |
| 休 業 給 付 | 176,611 | 417,357 | 51,839 |
| 災 害 給 付 | 1,500 | 5,475 | 0 |
| 附 加 給 付 | 19,516 | 42,472 | 12,717 |
| 一部負担金払戻金等 | 22,592 | 47,633 | 8,786 |
| 計 | 324,756 | 3,402,990 | 991,391 |

(b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

| 区 分 | 主な給付事業 | 給付総額 |
|-----------|-------------------------|---------|
| 知 事 等 | 医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等 | 52,951 |
| 教 育 委 員 会 | 療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等 | 398,045 |
| 警 察 本 部 長 | 死亡弔慰金、銀婚祝金、傷病見舞金、入学祝金 | 3,498 |

c 職員住宅（独身寮）設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

(単位：戸)

| 区 分 | 知 事 等 | 公 営 企 業 管 理 者 | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 長 |
|-----|-------|---------------|-----------|-----------|
| 戸 数 | 199 | 299 | 311 | 910 |

イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。令和元年度における公務災害・通勤災害の認定件数は、146件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

| 区 分 | 知 事 等 | 公 営 企 業 管 理 者 | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 長 | 合 計 |
|---------|-------|---------------|-----------|-----------|-----|
| 公 務 災 害 | 12 | 20 | 32 | 65 | 129 |
| 通 勤 災 害 | 7 | 3 | 4 | 3 | 17 |
| 合 計 | 19 | 23 | 36 | 68 | 146 |

ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。令和元年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(3)のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

エ 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、審査請求をすることができることとされています。令和元年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(4)のとおり、人事委員会に対して審査請求が行われています。

2 人事委員会の業務の状況

(1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用については、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則等を基本法規として、成績主義の原則が貫かれるよう努めました。

ア 採用候補者試験の実施状況

令和元年度に実施した採用候補者試験は、次のとおりです。

(ア) 採用候補者試験実施状況

| 試験の名称 | 受験資格（平成31年4月1日現在） | 受付期間 | 試験実施 年 月 日 |
|------------------------|--|-----------|---|
| 愛媛県職員採用候補者（上級）試験 | ・年齢21（20）歳以上34歳未満の者 保健師のみ20歳以上34歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者 | 元．5．13～31 | 〔第1次〕 元．6．23 〔第2次〕 元．7．11～31 |
| | 行政事務B ・年齢21歳以上27歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 | | 〔第1次〕 元．6．23 〔第2次〕 元．7．27～8．1 |
| 愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験 | 行政事務 年齢21歳以上39歳未満の者で、民間企業等での職務経験が5年以上ある者 | | 〔第1次〕 エントリーシートによる書類選考 〔第2次〕 元．8．23～25 〔第3次〕 元．9．23 |
| | 技術職 年齢21歳以上39歳未満の者で、愛媛県外に本社を置く民間企業等での職務経験が5年以上ある者 | | 〔第1次〕 エントリーシートによる書類選考 〔第2次〕 元．7．27～9．1 |

| | | | |
|----------------------------|--|--|---|
| 愛媛県職員採用候補者（初級）試験 | 年齢17歳以上21歳未満の者 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。） | 元．8．16 ～9．2 | 〔第1次〕 元．9．29 〔第2次〕 元．10．25～11．1 |
| 愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験 | 大学卒程度 | ・年齢21歳以上34歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者 | |
| | 短大卒程度 | | |
| 障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験 | 年齢17歳以上34歳未満の者で、以下の項目のいずれかに該当する者 ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者 ・療育手帳の交付を受けている者 ・児童相談所等により知的障がいがあると判定された者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 | 元．8．22 ～9．9 | 〔第1次〕 元．10．27 〔第2次〕 元．11．26～12．8 |
| 愛媛県少年補導職員採用候補者試験 | ・年齢21歳以上35歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 | 元．5．13～31 | 〔第1次〕 元．6．23 〔第2次〕 元．7．11～31 |
| 愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験 | 男性 | 年齢17歳以上32歳未満の男子で、大学卒業者又は令和2年3月末日までに大学卒業見込みの者 | 元．4．2～19 〔第1次〕 元．5．11・12 〔第2次〕 元．6．10～19 |
| | 女性 | | |
| 愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験 | 男性 | 年齢17歳以上32歳未満の男子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。） | 元．8．29 ～9．17 〔第1次〕 元．10．19・20 〔第2次〕 元．11．13～20 |
| | 女性 | | |

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者（上級）試験

（単位：人）

| 試験区分 | 採用予定 | 申込者数 | 受験者数 | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 競争倍率 |
|------------------|------|------|------|--------|--------|--------|-------|
| 行政事務 A | 71 | 521 | 391 | 179 | 155 | 76 | 5.1倍 |
| 行政事務 B | 5 | 191 | 142 | 16 | 12 | 10 | 14.2倍 |
| 行政事務（情報） | 2 | 15 | 11 | 6 | 4 | 2 | 5.5倍 |
| 学校事務 | 18 | 79 | 62 | 45 | 44 | 21 | 3.0倍 |
| 警察事務 | 9 | 89 | 66 | 27 | 22 | 14 | 4.7倍 |
| 総合土木 | 26 | 47 | 39 | 34 | 30 | 26 | 1.5倍 |
| 建築 | 2 | 8 | 7 | 6 | 4 | 2 | 3.5倍 |
| 農業 | 12 | 42 | 36 | 31 | 25 | 13 | 2.8倍 |
| 畜産 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 1.3倍 |
| 林業 | 6 | 15 | 13 | 11 | 10 | 7 | 1.9倍 |
| 水産 | 3 | 17 | 13 | 9 | 8 | 4 | 3.3倍 |
| 電気・電子 | 3 | 15 | 7 | 6 | 5 | 3 | 2.3倍 |
| 化学 | 5 | 25 | 21 | 10 | 10 | 6 | 3.5倍 |
| 職業訓練指導員（メカトロニクス） | 1 | 1 | 0 | - | - | - | 倍 |
| 職業訓練指導員（染色） | 1 | 0 | - | - | - | - | 倍 |
| 薬剤師 | 13 | 25 | 25 | 25 | 20 | 18 | 1.4倍 |

| | | | | | | | | |
|---|---|-----|-------|-----|-----|-----|-----|------|
| 福 | 祉 | 7 | 30 | 28 | 19 | 16 | 9 | 3.1倍 |
| 心 | 理 | 3 | 13 | 13 | 11 | 10 | 4 | 3.3倍 |
| 保 | 健 | 6 | 35 | 34 | 15 | 15 | 9 | 3.8倍 |
| 保 | 健 | 1 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 | 2.0倍 |
| 合 | 計 | 197 | 1,176 | 916 | 458 | 397 | 229 | 4.0倍 |

b 愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験 (単位：人)

| 試験区分 | 採用予定 | 申込(受験)者数 | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 3次受験者数 | 3次合格者数 | 競争倍率 |
|------|------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 行政事務 | 9 | 92 | 30 | 25 | 15 | 15 | 9 | 10.2倍 |
| 総合土木 | 8 | 6 | 4 | 4 | 2 | | | 3.0倍 |
| 林業 | 2 | 3 | 3 | 3 | 2 | | | 1.5倍 |
| 合 | 計 | 19 | 101 | 37 | 32 | 19 | 9 | 7.8倍 |

c 愛媛県職員採用候補者（初級）試験 (単位：人)

| 試験区分 | 採用予定 | 申込者数 | 受験者数 | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 競争倍率 |
|------|------|------|------|--------|--------|--------|------|
| 一般事務 | 13 | 64 | 58 | 36 | 33 | 18 | 3.2倍 |
| 警察事務 | 4 | 43 | 39 | 14 | 14 | 6 | 6.5倍 |
| 合 | 計 | 17 | 107 | 97 | 47 | 24 | 4.0倍 |

d 愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験 (単位：人)

| 試験区分 | 採用予定 | 申込者数 | 受験者数 | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 競争倍率 | |
|-------|--------|------|------|--------|--------|--------|------|-------|
| 短大卒程度 | 司書 | 1 | 36 | 32 | 4 | 4 | 1 | 32.0倍 |
| | 保育士 | 1 | 10 | 9 | 4 | 4 | 1 | 9.0倍 |
| | 臨床検査技師 | 11 | 25 | 22 | 20 | 17 | 11 | 2.0倍 |
| 合 | 計 | 13 | 71 | 63 | 28 | 25 | 13 | 4.8倍 |

e 障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験 (単位：人)

| 試験区分 | 採用予定 | 申込者数 | 受験者数 | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 競争倍率 |
|------|------|------|------|--------|--------|--------|------|
| 一般事務 | 12 | 46 | 32 | 29 | 26 | 12 | 2.7倍 |
| 警察事務 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2.0倍 |
| 合 | 計 | 13 | 48 | 34 | 27 | 13 | 2.6倍 |

f 愛媛県少年補導職員採用候補者試験 (単位：人)

| 試験区分 | 採用予定 | 申込者数 | 受験者数 | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 競争倍率 |
|--------|------|------|------|--------|--------|--------|------|
| 少年補導職員 | 3 | 7 | 7 | 6 | 3 | 3 | 2.3倍 |

g 愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験 (単位：人)

| 試験区分 | 採用予定 | 申込者数 | 受験者数 | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 競争倍率 |
|---------|------|------|------|--------|--------|--------|------|
| 警察官（男性） | 51 | 242 | 201 | 156 | 134 | 87 | 2.3倍 |
| 警察官（女性） | 12 | 68 | 57 | 48 | 39 | 24 | 2.4倍 |

h 愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験 (単位：人)

| 試験区分 | 採用予定 | 申込者数 | 受験者数 | 1次合格者数 | 2次受験者数 | 2次合格者数 | 競争倍率 |
|---------|------|------|------|--------|--------|--------|------|
| 警察官（男性） | 37 | 234 | 172 | 82 | 73 | 56 | 3.1倍 |
| 警察官（女性） | 6 | 85 | 57 | 19 | 15 | 9 | 6.3倍 |

イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められています。
令和元年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、次のとおりです。

(ア) 採用選考

(単位：人)

| 職群 | 級 | 代表的な職 | 知 事 | 公営企業管理者 | 教 育 委 員 会 | 警 察 本 部 長 | 合 計 |
|-----------|---|---------------------|-----|---------|-----------|-----------|-----|
| 行 政 職 | 1 | 主 事 ・ 技 師 | 9 | | 3 | 2 | 14 |
| | 2 | 主 事 ・ 技 師 | 1 | | 3 | 1 | 5 |
| | 3 | 係 長 | | | 3 | 1 | 4 |
| | 4 | 専 門 員 | 4 | 1 | 23 | | 28 |
| | 5 | 課 長 補 佐 ・ 主 幹 | 1 | | | | 1 |
| | 6 | 本 庁 課 長 | 1 | | 14 | | 15 |
| | 7 | 参 事 | 2 | | 2 | | 4 |
| | 8 | 本 庁 局 長 | 1 | | | | 1 |
| | 9 | 本 庁 部 長 | 2 | | | | 2 |
| 公 安 職 | 1 | 巡 査 | | | | 5 | 5 |
| | 2 | 主 任 | | | | 6 | 6 |
| | 3 | 係 長 | | | | 3 | 3 |
| | 4 | 係 長 | | | | 8 | 8 |
| | 5 | 課 長 補 佐 | | | | 4 | 4 |
| | 6 | 本 部 課 次 長 | | | | 4 | 4 |
| | 7 | 本 部 課 長 | | | | 5 | 5 |
| | 8 | 参 事 官 | | | | 2 | 2 |
| | 9 | 部 長 | | | | | |
| 研 究 職 | 1 | 研 究 員 | 1 | | | | 1 |
| | 2 | 主 任 研 究 員 | | | | | |
| | 3 | 主 任 研 究 員 | | | | | |
| | 4 | 主 席 研 究 員 | | | | | |
| | 5 | 機 関 の 長 | | | | | |
| 医 療 職 (一) | 1 | 技 師 | 5 | 19 | | | 24 |
| | 2 | 係 長 ・ 医 長 | 1 | 12 | | | 13 |
| | 3 | 保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長 | | 2 | | | 2 |
| | 4 | 本 庁 課 長 ・ 副 院 長 | | 8 | | | 8 |
| | 5 | 医 監 | | | | | |
| 医 療 職 (二) | 1 | 技 師 | 2 | | | | 2 |
| | 2 | 技 師 | 3 | 9 | | | 12 |
| | 3 | 主 任 | | | | | |
| | 4 | 係 長 | | | | | |
| | 5 | 専 門 員 | | | | | |
| | 6 | 地 方 機 関 の 課 長 | | | | | |
| | 7 | 地 方 機 関 の 長 | | | | | |
| | 1 | 技 師 | | | | | |
| | 2 | 技 師 | 3 | 63 | | | 66 |
| | 3 | 主 任 | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------|---|-------------|----|-----|----|----|-----|
| 医療職 (二) | 4 | 係 長 | | | | | |
| | 5 | 専 門 員 | | | | | |
| | 6 | 副 看 護 部 長 | | | | | |
| | 7 | 看護部長・地方機関の長 | | | | | |
| 技能労務職 | | | | | | | |
| 合 計 | | | 36 | 114 | 48 | 41 | 239 |

(イ) 昇任選考

(単位：人)

| 職群 | 級 | 代表的な職 | 知 事 | 公営企業管理者 | 人事委員会 | 議 会 議 長 | 代表監査委員 | 教育委員会 | 警察本部長 | 合 計 |
|---------|-----|-----------------|-----|---------|-------|---------|--------|-------|-------|-----|
| 行政職 | 3 | 係 長 | | | | | | | | |
| | 4 | 専 門 員 | | | | | | | | |
| | 5 | 課長補佐・主幹 | | | | | | | | |
| | 6 | 本 庁 課 長 | 63 | 3 | | 1 | | 9 | 5 | 81 |
| | 7 | 参 事 | 32 | 2 | | | | 4 | | 38 |
| | 8 | 本 庁 局 長 | 18 | 2 | | 1 | | 1 | | 22 |
| | 9 | 本 庁 部 長 | 4 | 1 | | 1 | | | | 6 |
| 公安職 | 2 | 主 任 | | | | | | | | |
| | 3 | 係 長 | | | | | | | | |
| | 4 | 係 長 | | | | | | | | |
| | 5 | 課 長 補 佐 | | | | | | | | |
| | 6 | 本 部 課 次 長 | | | | | | | | |
| | 7 | 本 部 課 長 | | | | | | | 17 | 17 |
| | 8 | 参 事 官 | | | | | | | 4 | 4 |
| 9 | 部 長 | | | | | | | 8 | 8 | |
| 研究職 | 2 | 主 任 研 究 員 | | | | | | | | |
| | 3 | 主 任 研 究 員 | | | | | | | | |
| | 4 | 主 席 研 究 員 | | | | | | | | |
| | 5 | 機 関 の 長 | | | | | | | | |
| 医療職 (一) | 2 | 係 長 ・ 医 長 | | | | | | | | |
| | 3 | 保健所課長・病院部長 | | | | | | | | |
| | 4 | 本 庁 課 長 ・ 副 院 長 | | | | | | | | |
| | 5 | 医 監 | | 6 | | | | | | 6 |
| 医療職 (二) | 4 | 係 長 | | | | | | | | |
| | 5 | 専 門 員 | | | | | | | | |
| | 6 | 地 方 機 関 の 課 長 | | | | | | | | |
| | 7 | 地 方 機 関 の 長 | 5 | | | | | | | 5 |
| 医療職 (三) | 4 | 主 任 | | | | | | | | |
| | 5 | 専 門 員 | | | | | | | | |
| | 6 | 副 看 護 部 長 | | | | | | | | |
| | 7 | 看護部長・地方機関の長 | 1 | 2 | | | | | | 3 |
| 合 計 | | | 123 | 16 | | 3 | | 14 | 34 | 190 |

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

| 階 級 | 昇任者数 |
|---------|------|
| 警 視 | 15 |
| 警 部 | |
| 警 部 補 | 7 |
| 巡 査 部 長 | 5 |
| 合 計 | 27 |

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告の状況

ア 報告の日及びその相手方

| | |
|-------------|-----------|
| 報 告 の 日 | 令和元年10月8日 |
| 報 告 の 相 手 方 | 議会議長及び知事 |

イ 報告の概要

(ア) 県職員の給与と民間給与との比較

a 月例給

平成31年4月分の県職員給与と県内の民間給与とを比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均407円(0.11%)下回っています。

| | | |
|-----------|----------|-------------|
| 民間給与 (A) | 363,833円 | 較 差 (A - B) |
| 県職員給与 (B) | 363,426円 | 407円(0.11%) |

b 特別給(期末・勤勉手当)

民間における年間支給割合は4.48月分であり、県職員の期末・勤勉手当の年間支給割合4.45月分が、民間における年間支給割合を0.03月分下回っています。

(イ) 県職員の給与

a 給与の改定

(a) 月例給

給料表については、人事院勧告の内容(初任給1,500円~2,000円、若年層の引上げを基本に改定)を基礎として、公民較差の是正に必要な率を乗じて得た額に改定すべきです(行政職の平均改定率0.12%)。

①の実施時期は、平成31年4月1日とすべきです。

(b) 特別給

令和元年12月期の勤勉手当の支給割合を0.05月分(令和2年度以降は年間で0.05月分)引き上げるべきです。

b その他

・住居手当について、本県における公務員宿舍使用料、民間における住宅手当支給状況及び職員の住居手当支給状況を総合的に勘案し改定しないこととするべきです。

(ウ) 公務運営に関する課題

a 人材の確保・育成

人材獲得競争がさらに厳しさを増す中、時代に即した試験制度の在り方や県民の負託に応えることができる多様な有為の人材の確保策について幅広く検討し、受験者確保により積極的に取り組むとともに、職員の意識改革の徹底や人材育成にも引き続き注力する必要があります。

加えて、女性職員が能力や個性に応じて幅広い業務経験を積み活躍できる職場環境づくりに取り組むことも重要です。

b 障がい者雇用に関する取組

障がい特性に応じた合理的配慮に関する取組の周知・徹底や、障がいのある職員が障がいの内容・程度に応じて能力を発揮できる職場環境づくりに注力する必要があります。

c 仕事と家庭生活の両立支援の推進

仕事と家庭生活の両立を支援し、バランスの取れた働き方ができる職場環境の整備は、有為な人材の確保の観点からも重要であり、性別にかかわらず育児や家族の介護と仕事の両立がしやすい職場環境づくりに一層取り組む必要があります。

d 超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進等

超過勤務の縮減は、公務能率の向上、職員の健康保持や仕事と家庭生活の両立に加え、人材確保にも資する重要な課題であります。人事委員会規則の改正による超過勤務上限等を踏まえ、引き続き超過勤務縮減のための実効ある取組をより一層進める必要があります。また、年次有給休暇については、民間労働法制の改正を踏まえた取得促進の取組が行われているところであり、引き続き休暇を取得しやすい職場環境づくりに努める必要があります。

e 職員の健康管理

精神疾患による長期の病気休暇取得者等が依然として多いことから、今後、更にメンタルヘルス対策に積極的に取り組む必要があります。

労働安全衛生法等の改正を受け、過重労働等による健康障害の発生の未然防止により一層努める必要があります。

また、職場におけるハラスメントの未然防止に努め、快適な職場環境を維持する必要があります。

特に、パワーハラスメント対策は、今後、国において示される指針に沿って適切に対応する必要があります。

f 高齢層職員の能力・経験の活用（雇用と年金の接続の在り方）

国の動向も踏まえ、定年の引上げに係る諸課題について、本県の状況も踏まえて具体的な検討を進める必要があります。

併せて、現在運用されている再任用制度についても、引き続き、能力及び経験が活かせる環境整備に努めていく必要があります。

g 臨時・非常勤職員制度に係る法改正への対応

令和2年4月から施行される一般職の会計年度任用職員制度が、法の趣旨に沿って円滑に導入されるよう、引き続き、所要の準備を着実に進める必要があります。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られることを要求できるとされています。

令和元年度中の要求件数、終結件数及び令和2年度への繰越件数はいずれもありません。

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、地方公務員法第49条の2の規定により、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会又は公平委員会に対して、審査請求をすることができるとされています。

人事委員会に対する審査請求の状況（県分）は次のとおりです。

| 主な内容 | 平成30年度末の係属件数 | 令和元年度中の請求件数 | 令和元年度中の終結件数 | 令和2年度への繰越件数 |
|-----------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 分 限 処 分 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 懲 戒 処 分 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 転 任 処 分 ・ そ の 他 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、勤務条件に関する措置の要求及び審査請求に関する不服申立てのほか、職員の苦情を処理することとなっています。

令和元年度中の処理件数は2件で、令和2年度への繰越件数はありません。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第3号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、愛媛県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、

同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和3年4月1日から施行する。

令和2年9月29日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

| 路 線 名 | 区 間 |
|---------------|-------------------------------|
| 1 一般国道11号 | 愛媛県の全域 |
| 2 一般国道33号 | 愛媛県の全域 |
| 3 一般国道56号 | 愛媛県の全域 |
| 4 一般国道192号 | 愛媛県の全域 |
| 5 一般国道196号 | 愛媛県の全域 |
| 6 一般国道317号 | 松山市勝山町一丁目19番地4先から今治市波止浜三丁目先まで |
| 7 一般国道437号 | 愛媛県の全域 |
| 8 県道新居浜角野線 | 愛媛県の全域 |
| 9 県道壬生川新居浜野田線 | 愛媛県の全域 |

| | |
|--------------|--------|
| 10 県道松山伊予線 | 愛媛県の全域 |
| 11 県道松山空港線 | 愛媛県の全域 |
| 12 県道松山港線 | 愛媛県の全域 |
| 13 県道松山北条線 | 愛媛県の全域 |
| 14 県道伊予松山港線 | 愛媛県の全域 |
| 15 県道伊予川内線 | 愛媛県の全域 |
| 16 県道今治波方港線 | 愛媛県の全域 |
| 17 県道松山東部環状線 | 愛媛県の全域 |
| 18 県道壬生川丹原線 | 愛媛県の全域 |

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第5号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年9月29日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日 |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------|------------------------------------|--------------|---------------|-----------|
| HybridERシステム(2Room仕様)1式 (県立新居浜病院) | 愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和2年9月9日 | 株式会社シーメック松山営業所 愛媛県松山市越智3丁目4番22号 | 275,000,000円 | 一般競争入札 | 令和2年7月28日 |

雑 報

○公 告

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第34条第3項の規定に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学の令和元年度に係る財務諸表について、次のとおり公告する。

令和2年9月29日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理事長 安 川 正 貴

貸借対照表

(令和2年3月31日)

【単位：円】

| 勘定科目 | 金額 | |
|------------------------------|--------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| I 固定資産 | | |
| 1 有形固定資産 | | |
| 土地 | | 643,989,000 |
| 建物 | 1,701,371,610 | |
| 建物減価償却累計額 | <u>566,101,290</u> | 1,135,270,320 |
| 構築物 | 13,189,500 | |
| 構築物減価償却累計額 | <u>7,099,582</u> | 6,089,918 |
| 工具器具備品 | 218,725,513 | |
| 工具器具備品減価償却累計額 | <u>181,569,661</u> | 37,155,852 |
| 図書 | | 282,202,756 |
| 有形固定資産合計 | | <u>2,104,707,846</u> |
| 2 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | | 1 |
| 電話加入権 | | 18,000 |
| 無形固定資産合計 | | <u>18,001</u> |
| 固定資産合計 | | 2,104,725,847 |
| II 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 222,161,370 |
| 未収入金 | | 6,391,419 |
| たな卸資産 | | 769,984 |
| 前払費用 | | 524,690 |
| 流動資産合計 | | <u>229,847,463</u> |
| 資産合計 | | <u><u>2,334,573,310</u></u> |
| 負債の部 | | |
| I 固定負債 | | |
| 1 資産見返負債 | | |
| 資産見返運営費交付金等 | 109,045,408 | |
| 資産見返補助金等 | 284,837 | |
| 資産見返寄附金 | 10,409,298 | |
| 資産見返物品受贈額 | <u>225,891,052</u> | 345,630,595 |
| 2 長期リース債務 | | <u>8,335,392</u> |
| 固定負債合計 | | 353,965,987 |
| II 流動負債 | | |
| 運営費交付金債務 | | 19,358,092 |
| 寄附金債務 | | 5,603,561 |
| 前受共同研究費 | | 1,341,908 |
| 未払金 | | 32,067,820 |
| リース債務 | | 9,337,645 |
| 未払費用 | | 12,509,608 |
| 預り科学研究費補助金 | | 2,380,338 |
| 預り金 | | 2,779,042 |
| 流動負債合計 | | <u>85,378,014</u> |
| 負債合計 | | 439,344,001 |
| 純資産の部 | | |
| I 資本金 | | |
| 地方公共団体出資金 | | 2,206,179,000 |
| 資本金合計 | | 2,206,179,000 |
| II 資本剰余金 | | |
| 資本剰余金 | | 127,545,206 |
| 損益外減価償却累計額() | | 592,689,034 |
| 資本剰余金合計 | | 465,143,828 |
| III 利益剰余金 | | |
| 前中期目標期間繰越積立金 | | 21,497,470 |
| 教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金 | | 25,214,769 |
| 積立金 | | 58,859,669 |
| 当期末処分利益 | | 48,622,229 |
| (うち当期総利益) | | (48,622,229) |
| 利益剰余金合計 | | <u>154,194,137</u> |
| 純資産合計 | | <u>1,895,229,309</u> |
| 負債純資産合計 | | <u><u>2,334,573,310</u></u> |

損益計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

【単位：円】

| 勘定科目 | 金額 | |
|---------------|-------------|--------------------------|
| 経常費用 | | |
| 業務費 | | |
| 教育経費 | 70,005,301 | |
| 研究経費 | 40,975,068 | |
| 教育研究支援経費 | 19,544,132 | |
| 共同研究費 | 330,445 | |
| 役員人件費 | 45,972,144 | |
| 教員人件費 | 497,415,911 | |
| 職員人件費 | 118,650,000 | 792,893,001 |
| 一般管理費 | | 80,776,043 |
| 財務費用 | | |
| 支払利息 | 278,949 | 278,949 |
| 経常費用合計 | | <u>873,947,993</u> |
| 経常収益 | | |
| 運営費交付金収益 | | 611,560,872 |
| 授業料収益 | | 226,241,550 |
| 入学金収益 | | 37,985,400 |
| 検定料収益 | | 7,163,000 |
| 共同研究収益 | | 330,445 |
| 寄附金収益 | | 5,324,563 |
| 補助金等収益 | | 6,254,000 |
| 資産見返負債戻入 | | |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 10,137,419 | |
| 資産見返寄附金戻入 | 813,226 | |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 972,465 | 11,923,110 |
| 財務収益 | | |
| 受取利息 | 3,271 | 3,271 |
| 雑益 | | |
| 財産貸付料収益 | 150,228 | |
| 手数料収入 | 88,900 | |
| 物品等売却収入 | 339,626 | |
| 雑益 | 4,629,307 | 5,208,061 |
| 経常収益合計 | | <u>911,994,272</u> |
| 経常利益 | | 38,046,279 |
| 当期純利益 | | <u>38,046,279</u> |
| 目的積立金取崩額 | | <u>10,575,950</u> |
| 当期総利益 | | <u><u>48,622,229</u></u> |

キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

【単位：円】

| 区 分 | 金 額 |
|----------------------|-------------|
| I 業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 原材料、商品又はサービスの購入による支出 | 124,205,329 |
| 人件費支出 | 719,286,074 |
| その他の業務支出 | 84,116,940 |
| 運営費交付金収入 | 619,735,000 |
| 授業料収入 | 219,856,600 |
| 入学金収入 | 37,985,400 |
| 検定料収入 | 7,163,000 |
| 共同研究収入 | 550,000 |
| 寄附金収入 | 2,205,000 |
| 補助金収入 | 5,834,000 |
| その他の収入 | 5,186,021 |
| 小計 | 29,093,322 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 29,093,322 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 21,896,719 |
| 小計 | 21,896,719 |
| 利息の受取額 | 3,271 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 21,893,448 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| リース債務の返済による支出 | 14,778,345 |
| 小計 | 14,778,345 |
| 利息の支払額 | 292,839 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 15,071,184 |
| IV 資金増加額 | 66,057,954 |
| V 資金期首残高 | 288,219,324 |
| VI 資金期末残高 | 222,161,370 |

利益の処分に関する書類

【単位：円】

| 勘 定 科 目 | 金 額 |
|--|---|
| I 当期末処分利益 当期総利益 | 48,622,229 |
| II 利益処分額 積立金 地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額 (教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金) | 16,563,026 <u>32,059,203</u> <u>48,622,229</u> |

行政サービス実施コスト計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

【単位：円】

| 勘 定 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|-------------|-------------|
| I 業務費用 | | |
| (1) 損益計算書上の費用 | | |
| 業務費 | 792,893,001 | |
| 一般管理費 | 80,776,043 | |
| 財務費用 | 278,949 | 873,947,993 |
| (2) (控除)自己収入等 | | |
| 授業料収益 | 226,241,550 | |
| 入学金収益 | 37,985,400 | |
| 検定料収益 | 7,163,000 | |
| 共同研究収益 | 330,445 | |
| 寄附金収益 | 5,324,563 | |
| 資産見返寄附金戻入 | 813,226 | |
| 財務収益 | 3,271 | |
| 雑益 | 1,290,061 | 279,151,516 |
| 業務費用合計 | | 594,796,477 |
| II 損益外減価償却相当額 | | 68,033,037 |
| III 引当外賞与増加見積額 | | 3,598,308 |
| IV 引当外退職給付増加見積額 | | 51,929,470 |
| V 機会費用 | | |
| 地方公共団体出資の機会費用 | | 8,868,789 |
| VI 行政サービス実施コスト | | 623,367,141 |

注 記

I 重要な会計方針

「『地方独立行政法人会計基準』及び『地方独立行政法人会計基準注解』（平成30年3月30日総務省告示第125号改訂）」及び「『地方独立行政法人会計基準』及び『地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ & A（総務省自治行政局 総務省自治財政局 日本公認会計士協会 平成30年5月改訂）」を適用しております。

地方独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「共同研究収益」にキャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「共同研究収入」に、行政サービス実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「共同研究収益」にそれぞれ表示を変更しております。

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、運営費交付金特別分（退職一時金及び派遣職員人件費等）については、愛媛県の指定に従い費用進行基準を採用しています。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

| | |
|--------|---------|
| 建物 | 11年～27年 |
| 構築物 | 10年 |
| 工具器具備品 | 3年～5年 |

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、賞与に係る引当金は計上していません。

なお、職員に支給する賞与のうち、翌事業年度の運営費交付金により財源措置されるものについては、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額として、当事業年度末の支給対象期間に応じた支給見込額から前事業年度末の同見込額を控除した額を計上しています。

(2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第89に基づき計算された退職一時金に係る当事業年度末の引当外退職給付見積額から前事業年度末における同見積額を控除した額を計上しています。

4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品について、最終仕入原価法を採用しています。

5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和2年3月31日利回りを参考に0.005%で計算しています。

6. リース取引の会計処理

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

II 貸借対照表注記

1. 翌期の運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額 45,992,739円

2. 翌期以降の運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 405,026,011円

（愛媛県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いております。）

III キャッシュ・フロー計算書注記

1. 資金の期末残高の貸借対照表表示科目の内訳

| | |
|------------|--------------|
| 現金及び預金 | 222,161,370円 |
| うち定期預金(控除) | 0円 |
| 資金期末残高 | 222,161,370円 |

2. 重要な非資金取引

該当事項はありません。

IV 行政サービス実施コスト計算書注記

1. 引当外賞与増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る350,462円が含まれています。
2. 引当外退職給付増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る15,602,425円が含まれています。
3. 機会費用の内訳
機会費用はすべて設立団体(愛媛県)に係るものです。

V 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人の資金運用は、預金、国債、地方債、政府保証債等に限定しております。なお、現在は預金のみ運用となっており、運用先の経営状況等の監視等を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

【単位：円】

| | 貸借対照表計上額() | 時 価() | 差 額 |
|--------|--------------|--------------|--------|
| 現金及び預金 | 222,161,370 | 222,161,370 | 0 |
| 未払金 | (32,067,820) | (32,067,820) | 0 |
| リース債務 | (17,673,037) | (17,684,512) | 11,475 |

負債に計上されているものは、()で示しています。

(注)金融商品の時価の算定方法

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しています。

VI 賃貸等不動産の時価等の開示に関する事項

該当事項はありません。

VII 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VIII 重要な後発事項

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

【単位：円】

| 資産の種類 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 減価償却累計額 | | 差 引 当期末残高 | 摘要 | |
|-----------------------|--------|---------------|-----------|-----------|---------------|-------------|--------------|---------------|--|
| | | | | | | 当期償却額 | | | |
| 有形固定資産 (特定償却資産) | 建物 | 1,631,793,600 | 0 | 0 | 1,631,793,600 | 550,443,575 | 62,207,569 | 1,081,350,025 | |
| | 構築物 | 2,430,000 | 0 | 0 | 2,430,000 | 176,377 | 162,810 | 2,253,623 | |
| | 工具器具備品 | 53,569,706 | 1,923,900 | 0 | 55,493,606 | 42,069,082 | 5,662,658 | 13,424,524 | |
| | 計 | 1,687,793,306 | 1,923,900 | 0 | 1,689,717,206 | 592,689,034 | 68,033,037 | 1,097,028,172 | |
| 有形固定資産 (特定償却資産を除く) | 建物 | 69,578,010 | 0 | 0 | 69,578,010 | 15,657,715 | 4,525,799 | 53,920,295 | |
| | 構築物 | 10,759,500 | 0 | 0 | 10,759,500 | 6,923,205 | 954,774 | 3,836,295 | |
| | 工具器具備品 | 163,231,907 | 0 | 0 | 163,231,907 | 139,500,579 | 19,830,927 | 23,731,328 | |
| | 図書 | 279,044,170 | 4,417,963 | 1,259,377 | 282,202,756 | | | 282,202,756 | |
| | 計 | 522,613,587 | 4,417,963 | 1,259,377 | 525,772,173 | 162,081,499 | 25,311,500 | 363,690,674 | |
| 非償却資産 | 土地 | 643,989,000 | 0 | 0 | 643,989,000 | | | 643,989,000 | |
| 有形固定資産 の合計 | 土地 | 643,989,000 | 0 | 0 | 643,989,000 | | | 643,989,000 | |
| | 建物 | 1,701,371,610 | 0 | 0 | 1,701,371,610 | 566,101,290 | 66,733,368 | 1,135,270,320 | |
| | 構築物 | 13,189,500 | 0 | 0 | 13,189,500 | 7,099,582 | 1,117,584 | 6,089,918 | |
| | 工具器具備品 | 216,801,613 | 1,923,900 | 0 | 218,725,513 | 181,569,661 | 25,493,585 | 37,155,852 | |
| | 図書 | 279,044,170 | 4,417,963 | 1,259,377 | 282,202,756 | | | 282,202,756 | |
| | 計 | 2,854,395,893 | 6,341,863 | 1,259,377 | 2,859,478,379 | 754,770,533 | 93,344,537 | 2,104,707,846 | |
| 無形固定資産 | ソフトウェア | 3,911,951 | 0 | 0 | 3,911,951 | 3,911,950 | 0 | 1 | |
| | 電話加入権 | 18,000 | 0 | 0 | 18,000 | | | 18,000 | |
| | 計 | 3,929,951 | 0 | 0 | 3,929,951 | 3,911,950 | 0 | 18,001 | |

(2) たな卸資産の明細

【単位：円】

| 種類 | 期首残高 | 当期増加額 | | 当期減少額 | | 期末残高 | 摘要 |
|-----------|---------|-----------|-----|-----------|-----|---------|----|
| | | 当期購入 | その他 | 払出 | その他 | | |
| 貯蔵品(灯油等) | 366,120 | 8,177,235 | 0 | 8,081,355 | 0 | 462,000 | |
| 貯蔵品(郵券類等) | 327,431 | 1,395,402 | 0 | 1,414,849 | 0 | 307,984 | |
| 計 | 693,551 | 9,572,637 | 0 | 9,496,204 | 0 | 769,984 | |

注) たな卸資産は費用計上方式により会計処理しております。

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

- (6) 公立大学法人債の明細
該当事項はありません。
- (7) 引当金の明細
該当事項はありません。
- (8) 資産除去債務の明細
該当事項はありません。
- (9) 保証債務の明細
該当事項はありません。

(10) 資本金および資本剰余金の明細

【単位：円】

| 区 分 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|-------|------------|---------------|------------|-------|---------------|----|
| 資 本 金 | 地方公共団体出資金 | 2,206,179,000 | 0 | 0 | 2,206,179,000 | |
| | 計 | 2,206,179,000 | 0 | 0 | 2,206,179,000 | |
| 資本剰余金 | 目的積立金 | 125,603,306 | 1,923,900 | 0 | 127,527,206 | 注1 |
| | その他 | 18,000 | 0 | 0 | 18,000 | |
| | 計 | 125,621,306 | 1,923,900 | 0 | 127,545,206 | |
| | 損益外減価償却累計額 | 524,655,997 | 68,033,037 | 0 | 592,689,034 | 注2 |
| | 差引計 | 399,034,691 | 66,109,137 | 0 | 465,143,828 | |

注1) 当期増加額は固定資産取得による増加です。

注2) 当期増加額は現物出資および目的積立金を財源とする特定償却資産の減価償却によるものです。

(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(11) - 1 積立金等の明細

【単位：円】

| 区 分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|------------------------------|------------|------------|------------|-------------|-------|
| 教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金 | 20,876,982 | 16,837,637 | 12,499,850 | 25,214,769 | 注1、注2 |
| 法第40条第1項に基づく積立金 | 53,684,909 | 5,174,760 | 0 | 58,859,669 | 注1 |
| 前中期目標期間繰越積立金 | 21,497,470 | 0 | 0 | 21,497,470 | |
| 合計 | 96,059,361 | 22,012,397 | 12,499,850 | 105,571,908 | |

注1) 当期増加額は、平成30年度の利益処分によるものです。

注2) 当期減少額は、当該積立金の用途に沿った使用によるものです。

(11) - 2 目的積立金取崩しの明細

【単位：円】

| 積立金の名称及び事業名 | 教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金 | |
|-------------|------------------------------|-----------|
| | 教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備事業 | 計 |
| 工具器具備品 | 1,923,900 | 1,923,900 |
| 小計 | 1,923,900 | 1,923,900 |
| 一般管理費 | | |
| 消耗品費 | 5,528,160 | 5,528,160 |
| 備品費 | 2,591,600 | 2,591,600 |
| 報酬・委託・手数料 | 2,456,190 | 2,456,190 |

| | | |
|----|------------|------------|
| 小計 | 10,575,950 | 10,575,950 |
| 合計 | 12,499,850 | 12,499,850 |

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12) - 1 運営費交付金債務

【単位：円】

| 交付年度 | 期首残高 | 交付金 当期交付額 | 当期振替額 | | | | | 小計 | 期末残高 |
|--------|------------|--------------|---------------|-------------------|---------------------------------|-----------|-------------|------------|------|
| | | | 運営費交付金 収 益 | 資 産 見 返 運営費交付金 | 建 設 仮 勘 定 見 返 運 営 費 交 付 金 | 資 本 剰 余 金 | | | |
| 平成30年度 | 15,110,634 | - | 15,110,634 | 0 | 0 | 0 | 15,110,634 | 0 | |
| 令和元年度 | - | 619,735,000 | 596,450,238 | 3,926,670 | 0 | 0 | 600,376,908 | 19,358,092 | |
| 計 | 15,110,634 | 619,735,000 | 611,560,872 | 3,926,670 | 0 | 0 | 615,487,542 | 19,358,092 | |

(12) - 2 運営費交付金収益

【単位：円】

| 業務区分 | 平成30年度交付分 | 令和元年度交付分 | 合 計 |
|--------|------------|-------------|-------------|
| 期間進行基準 | 0 | 538,225,330 | 538,225,330 |
| 費用進行基準 | 15,110,634 | 58,224,908 | 73,335,542 |
| 合 計 | 15,110,634 | 596,450,238 | 611,560,872 |

(13) 運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

(13) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13) - 2 補助金等の明細

【単位：円】

| 名称 | 交付元 | 経費の別 | 期首残高 | 当期交付額 | 当期振替額 | | | | | 期末残高 | 摘要 |
|---|-----|------|------|-----------|-----------------|-----------------|-----------|--------------------|-----------|------|----------------------|
| | | | | | 建設仮勘定 見返補助金等 | 資 産 見 返 補助金等 | 資 本 剰 余 金 | 長 期 預 け 補 助 金 等 | 収 益 | | |
| 令和元年度 愛媛県介護 人材研修等 支援事業費 補助金 | 愛媛県 | 直接経費 | - | 6,254,000 | - | - | - | - | 6,254,000 | 0 | 当期交付決定額 6,254,000 |
| | | 間接経費 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 計 | 0 | 6,254,000 | - | - | - | - | 6,254,000 | 0 | |

(14) 役員及び教職員の給与の明細

【単位：円、人】

| 区 分 | | 報酬又は給与 | | 退職給付 | |
|-------|-----|------------------------------|-------------|--------------------------|----------|
| | | 支給額 | 支給人数 | 支給額 | 支給人数 |
| 役 員 | 常勤 | (33,934,921) 33,934,921 | (3) 3 | (6,618,881) 6,618,881 | (1) 1 |
| | 非常勤 | (0) 390,000 | (0) 4 | (0) 0 | (0) 0 |
| | 計 | (33,934,921) 34,324,921 | (3) 7 | (6,618,881) 6,618,881 | (1) 1 |
| 教 職 員 | 常勤 | (469,831,541) 493,135,281 | (63) 72 | (0) 0 | (0) 0 |
| | 非常勤 | (0) 21,287,915 | (0) 34 | (0) 0 | (0) 0 |
| | 計 | (469,831,541) 514,423,196 | (63) 106 | (0) 0 | (0) 0 |
| 合 計 | 常勤 | (503,766,462) 527,070,202 | (66) 113 | (6,618,881) 6,618,881 | (1) 1 |
| | 非常勤 | (0) 21,677,915 | (0) 38 | (0) 0 | (0) 0 |
| | 計 | (503,766,462) 548,748,117 | (66) 151 | (6,618,881) 6,618,881 | (1) 1 |

注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員報酬規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員退職手当規程に基づき支給しています。

注2) 教職員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員給与規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の給与の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の住居手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の通勤手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の単身赴任手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給調整手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の特殊勤務手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員退職手当規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の退職手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学有期雇用職員給与規程、非常勤講師の報酬額について（理事長決定）、日々雇用職員の賃金日額について（事務局長決定）に基づき支給しております。

注3) 役員および教職員の報酬または給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しています。

注4) 支給額には法定福利費は含んでいません。

注5) 上記明細には、共同研究費による人件費は含めておりません。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

【単位：円】

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 教育経費 | | |
| 消耗品費 | 9,900,812 | |
| 備品費 | 1,091,445 | |
| 印刷製本費 | 4,350,050 | |
| 水道光熱費 | 14,733,795 | |
| 旅費交通費 | 4,290,830 | |
| 通信運搬費 | 2,260,372 | |
| 賃借料 | 1,083,650 | |
| 保守費 | 6,552,611 | |
| 修繕費 | 672,538 | |
| 損害保険料 | 21,000 | |
| 諸会費 | 45,080 | |
| 報酬・委託・手数料 | 12,494,660 | |
| 奨学費 | 6,518,900 | |
| 減価償却費 | 5,598,944 | |
| 雑費 | 390,614 | 70,005,301 |
| 研究経費 | | |
| 消耗品費 | 12,672,902 | |
| 備品費 | 4,182,425 | |
| 印刷製本費 | 73,700 | |
| 水道光熱費 | 2,875,166 | |
| 旅費交通費 | 10,281,111 | |
| 通信運搬費 | 546,241 | |
| 賃借料 | 30,234 | |
| 保守費 | 1,291,802 | |
| 修繕費 | 76,725 | |
| 損害保険料 | 203,000 | |
| 諸会費 | 2,107,076 | |
| 報酬・委託・手数料 | 3,838,861 | |
| 減価償却費 | 2,553,382 | |
| 雑費 | 242,443 | 40,975,068 |
| 教育研究支援経費 | | |
| 消耗品費 | 2,988,072 | |
| 備品費 | 598,400 | |
| 印刷製本費 | 649,660 | |
| 水道光熱費 | 1,663,816 | |

| | | | |
|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 旅費交通費 | | 881,353 | |
| 通信運搬費 | | 6,995,781 | |
| 賃借料 | | 310,512 | |
| 保守費 | | 739,955 | |
| 損害保険料 | | 3,881 | |
| 諸会費 | | 116,480 | |
| 報酬・委託・手数料 | | 369,724 | |
| 教職員人件費 | | 68,015 | |
| 減価償却費 | | 2,899,106 | |
| 図書費 | | 1,259,377 | 19,544,132 |
| 共同研究費 | | | |
| 職員人件費 | | | |
| 非常勤職員給与 | | | |
| 給料 | | 62,437 | |
| 消耗品費 | | 55,440 | |
| 旅費交通費 | | 147,974 | |
| 通信運搬費 | | 1,230 | |
| 諸会費 | | 10,000 | |
| 報酬・委託・手数料 | | 53,364 | 330,445 |
| 役員人件費 | | | |
| 報酬 | | 24,068,496 | |
| 賞与 | | 9,905,425 | |
| 退職給付費用 | | 6,618,881 | |
| 法定福利費 | | 5,379,342 | 45,972,144 |
| 教員人件費 | | | |
| 常勤教員給与 | | | |
| 給料 | 292,490,993 | | |
| 賞与 | 106,898,077 | | |
| 法定福利費 | 86,506,841 | 485,895,911 | |
| 非常勤教員給与 | | | |
| 給料 | 11,520,000 | 11,520,000 | 497,415,911 |
| 職員人件費 | | | |
| 常勤職員給与 | | | |
| 給料 | 73,398,043 | | |
| 賞与 | 20,348,168 | | |
| 法定福利費 | 15,080,369 | 108,826,580 | |
| 非常勤職員給与 | | | |
| 給料 | 9,767,915 | | |
| 法定福利費 | 55,505 | 9,823,420 | 118,650,000 |
| 一般管理費 | | | |
| 消耗品費 | | 14,195,182 | |
| 備品費 | | 2,846,800 | |
| 印刷製本費 | | 1,260,529 | |
| 水道光熱費 | | 10,297,040 | |
| 旅費交通費 | | 2,143,163 | |
| 通信運搬費 | | 1,114,270 | |
| 賃借料 | | 678,216 | |
| 福利厚生費 | | 841,267 | |
| 保守費 | | 7,183,813 | |
| 修繕費 | | 1,026,320 | |
| 損害保険料 | | 1,055,380 | |
| 広告宣伝費 | | 176,000 | |
| 諸会費 | | 1,771,400 | |
| 会議費 | | 300 | |
| 報酬・委託・手数料 | | 21,879,462 | |
| 租税公課 | | 1,200 | |
| 減価償却費 | | 14,260,068 | |
| 雑費 | | 45,633 | 80,776,043 |

(17) 寄附金の明細

【単位：円、件】

| 区 分 | 当期受入額 | 件 数 | 摘 要 |
|----------|-----------|-----|-----|
| 寄附金 | 2,205,000 | 4 | |
| 現物寄附（図書） | 491,293 | 6 | |
| 合 計 | 2,696,293 | 10 | |

(18) 受託研究の明細

該当事項はありません。

(19) 共同研究の明細

【単位：円】

| 共同研究契約の相手方 | 経費の別 | 期首残高 | 当期受入額 | 共同研究収益 | 期末残高 |
|------------|------|-----------|---------|---------|-----------|
| 株式会社等 | 直接経費 | 381,249 | 500,000 | 268,008 | 613,241 |
| | 間接経費 | 50,000 | 50,000 | 0 | 100,000 |
| その他 | 直接経費 | 691,104 | 0 | 62,437 | 628,667 |
| | 間接経費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 直接経費 | 1,072,353 | 500,000 | 330,445 | 1,241,908 |
| | 間接経費 | 50,000 | 50,000 | 0 | 100,000 |

(20) 受託事業等の明細

該当事項はありません。

(21) 科学研究費補助金等の明細

【単位：円、件】

| 種 目 | 当期受入額 | 件 数 | 摘 要 |
|--------------------|---------------------------|-----|-----|
| 日本学術振興会 基盤研究（B） | (260,000) 78,000 | 2 | |
| 日本学術振興会 基盤研究（C） | (12,250,000) 3,720,000 | 17 | |
| 日本学術振興会 若手研究 | (400,000) 120,000 | 1 | |
| 合 計 | (12,910,000) 3,918,000 | 20 | |

（注）上段（ ）内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しています。

(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

現金及び預金の明細

【単位：円】

| 区 分 | 期末残高 | 備 考 |
|------|-------------|-----|
| 現金 | 8,582 | |
| 普通預金 | 222,152,788 | |
| 計 | 222,161,370 | |

資産見返物品受贈額の明細

【単位：円】

| 区 分 | 期末残高 | 備 考 |
|--------|-------------|-----|
| 工具器具備品 | 3 | |
| 図書 | 225,891,048 | |
| ソフトウェア | 1 | |
| 計 | 225,891,052 | |

未払金の明細

【単位：円】

| 区 分 | 期末残高 | 備 考 |
|-------------|------------|-----|
| 固定資産未払金 | 2,424,625 | |
| その他未払金（人件費） | 10,130,017 | |
| その他未払金（物件費） | 19,513,178 | |
| 計 | 32,067,820 | |